

2018

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

1. はじめに

台北市日本工商会の台湾政府に対する『白書』は2008年の「要望書」に由来するが、 2009年10月に台北市日本工商会編成による初の『白書』提出以来本年で10年目となる。

昨年の2017年の白書については、2017年11月3日に行政院国家発展委員会宛に提出し、 その後11月29・30日に日本の政府機関等に対して直接当該白書内容を報告している。当該 白書は毎年12月上旬に開催される日台政府間の経済貿易会議や経団連を窓口とする東亜経済 人会議においても参考にされており、多くの関係者からますます注目を集めてきている。

当該白書は、大きく分けて二部構成となっている。前半は「主要なる政策提言」と題して、マクロ的視点から台湾政府に対して提言する内容となっている。台北市日本工商会の幹部が議論を重ね、日本台湾交流協会およびその他関係機関の意見も踏まえながらまとめたものである。後半は「個別要望事項」である。台湾で活躍している日系企業が現状の問題点及びその改善策を台湾政府に対して指摘・要望するものであり、台北市日本工商会に属する日系企業(正式登録数約473社)が参加する15の各部会(自動車、電機電子、医薬品医療機器、運輸観光サービス、食料物資、商社、一般機械、金融財務、建設等)や6つの委員会(知的財産委員会等)より要望案として提出された内容を台湾政府に提出している。

因みに、2017年白書の「主要なる政策提言」については、1.国内産業振興を推進する政策実現、2.海外展開推進に向けた環境整備、3.日台連携の更なる強化、を3本柱とした大きなテーマの下で各々提言を行った。

また、個別要望事項については44テーマあったが、台湾政府の関係部署のご尽力と真摯な取組により44テーマ55項目のうち15項目(27%)がA評価となり、その他の項目でも前年度から進展しているものが多かった。更に、台湾政府の真摯な継続的努力により、2017年5月時点ではB或いはC評価であったものが、その後実質的にA評価或いはB評価に上がっている項目も少なくない。改めて台湾政府に感謝したい。

本年の2018年版白書の概要は以下の通りである。

主要なる政策提言については、「未来志向の日台関係の深化に向けて」と題し、下記テーマのもとで提言をさせていただいた。

【日本工商会からの6大提言】

- 1、投資・事業推進における阻害要因の排除
 - 法人税率引き上げの凍結
 - 電力供給不安をはじめとした5欠の解消

- 台湾進出日系企業に対するスムーズな行政手続き
- 労働基準法の弾力的な運用
- 2、日本産食品に対する輸入規制措置の見直し
 - 科学的根拠に基づく輸入規制の推進
- 3、日台連携の深化
 - 経済連携協定への加入に向けた道筋の提示
 - 日台連携による第三国市場の開拓
 - 観光交流・インバウンド誘致の促進
 - ビジネス環境と安全面の維持
- 4、新産業育成の加速
 - 産業育成に向けた規制緩和等支援措置の充実
 - 産業を支える技能人材の確保・育成
- 5、インフラ投資への民間資本参入促進
 - 都市再構築と地方創生
 - インフラ投資に対する民間資金導入促進
- 6、医療・介護分野の制度整備と日本資本導入促進
 - 予防医療・再生医療分野における協力
 - 医療・介護分野の制度整備

また、個別要望事項については未解決継続案件23項目及び新規16項目の合計39項目となっている。

当該白書の提出は既に10年目となったが、台湾政府側からも「政府機能の効率化・改善は 政府自身の大きなテーマであり、台北市日本工商会からの積極的な提言は大いに歓迎する」 旨の力強い発言を頂戴しており、現実に近年白書活動の具体的成果は増えつつある。何より も民間レベルから率直な提言を行い、それを受けとめていただける仕組みがあることは大変 重要なことである。これも長年にわたる日台の良好な関係と相互信頼に基づくものであり深 く感謝を申し上げたい。

新政権が発足して三年目に入った。その間政府が推進する「5+2産業政策」、「新南向政 策」、「将来を見据えたインフラ投資政策」等は台湾の将来にとってたいへん重要な政策で あり、日本工商会としても日本の強みを活かして各政策に対する貢献を果たしたい。また財 政健全化にとってたいへん重要な年金改革、高齢化社会を支える医療・介護関連制度の拡充、 グリーンエネルギー化については日本工商会として大いなる理解を示し、またその進展を期 待するものである。

一方、政策の執行にあたっては現実・現場に即した柔軟な対応が必要であり、台湾政府に おかれては机上の理論を押し付けることで台湾経済に無用な停滞を招かないよう高い目線と 実践的な対応の両立を求めたい。台湾経済が安定的に発展することは隣国の日本国民、日本 経済界が心から望むことであり、グローバル経済の安定に寄与することと考える。

現在台湾は未来の発展に向けての重要な節目に差し掛かっており、台湾政府が将来を見 据えた政策を果断に推進していくことを切に希望するものである。台北市日本工商会は 日台経済連携の中で今後とも台湾の将来発展の為に最大限の協力をさせて頂く所存である。

> 台北市日本工商会 理事長 大橋 悟 2018年11月9日

2. 主要なる政策提言「未来志向の日台関係の深化に向けて」

はじめに

日系企業の台湾における経営状況は概して堅調であり、日本貿易振興機構が行なった調査でも2017年度の営業利益が黒字計上見込みと回答した企業は82%に達し、半数以上の企業が今後1~2年の事業拡大を志向している。また、日本企業の投資件数・金額ともに依然として高い水準を維持している。

日本と台湾の良好な関係は、少子高齢化や成熟経済といった社会・経済が抱える共通の 課題や米中大国との関係の変化などを受けて、新たな連携の形を模索する段階に入っており、 日本工商会としては日台関係の深化に向けた更なる貢献を果たしたいと考えている。

昨年は白書提出後、政府には従来にも増しての真摯な対応を頂いたが、今年はさらにス ピード感と具体性、透明性のある政策執行力の強化をお願いしたい。

【日本工商会からの6大提言】

- 1. 投資・事業推進における阻害要因の排除
 - 法人税率引き上げの凍結
 - 電力供給不安をはじめとした5欠の解消
 - 台湾進出日系企業に対するスムーズな行政手続き
 - 労働基準法の弾力的な運用
- 2. 日本産食品に対する輸入規制措置の見直し
 - 科学的根拠に基づく規制緩和の推進
- 3. 日台連携の深化
 - 経済連携協定への加入に向けた道筋の提示
 - 日台連携による第三国市場の開拓
 - 観光交流・インバウンド誘致の促進
 - ビジネス環境と安全面の維持
- 4. 新産業育成の加速
 - 産業育成に向けた規制緩和等支援措置の充実
 - 産業を支える技能人材の確保・育成
- 5. インフラ投資への民間資本参入促進
 - 都市再構築と地方創生
 - インフラ投資に対する民間資金導入促進

6. 医療・介護分野の制度整備と日本資本導入促進

- 予防医療・再生医療分野における協力
- 医療・介護分野の制度整備

1. 投資・事業推進における阻害要因の排除

● 法人税率引き上げの凍結

台湾の法人税率は世界的にも低く、その税率を調整するという政府の方針が理解できないわけではない。しかし、国際的トレンドは「法人税減税」であり、現在の台湾政府の方針は時代の流れに逆行し、台湾に投資する企業の成長意欲を著しく阻害するものである。

アジアの製造拠点として数十年に亘り投資してきた日本企業は必死に雇用を維持し、地道なコストダウンで台湾に於ける事業を続けており、そのような中で突然の3%税率アップはまさに死活問題である。既に日系企業の中には税負担の増大により撤退を余儀なくされる企業も出現している。従って、台湾を引き続きアジアの製造拠点と位置づけるためにも、法人税の低減もしくは同等の効果を有する支援策導入をお願いしたい。法人税の引き上げは、日系企業(特に製造業)の台湾からの引き上げに拍車を掛ける恐れもあり、法人税の引き上げには慎重に対応頂きたい。

● 電力供給不安をはじめとした5欠の解消

台湾への投資の前提となる事業基盤面では、以前から土地不足、人材不足、労働者不足、電力不足、水不足の「五欠」が言われている。台湾政府が改善に向けた様々な取り組みを進めていることについては認識しているものの、その成果は満足できるものではない。

電力の安定供給は日本企業のみならず、台湾にて事業を行なうすべての企業に とって最低限の要求事項である。再生エネルギーの大規模導入という意欲的な目標 を示したことは評価できるが、それを実現するための電力供給システムを俯瞰した 具体的なプランが望まれるとともに、供給安定化に向けた投資をお願いしたい。

また、人材の国外流出の増加傾向についても懸念を抱いている。特に高度専門人材が海外に流出していることは、電力供給の安定化と同様に、台湾企業のみならず、台湾で事業を行なう日本企業にとっても優秀な人材の確保を困難にする、深刻な問題である。人材の国外への流出が進む現状を踏まえ、国内への人材引き留め、高度人材の育成に資する政策の推進を積極的に進めていただきたい。

● 台湾進出日系企業に対するスムーズな行政手続き

日系企業の進出、投資に際しては、中央政府・地方政府それぞれから企業に対 する支援メニューが提供されていることに感謝の意を表する。しかしながら、行 政手続きにおいて、特に用地取得や環境影響評価を含む各種許認可の取得がボト ルネックとなり、事業の立ち上げに想定以上の時間を要するケースがみられる。 これは事業スケジュールの予見を難しくするリスク要因となり、外資系企業の台 湾進出を躊躇させている。事業運営のスピードアップはいずれの産業においても 競争力維持の観点、資金コストの観点から欠くことのできないものである。法令 順守を前提としたうえで、企業の事業活動の速度を落とすことのないスムーズな 行政手続きの実現、明瞭な法令や制度の設計、許認可手続きなどが実現すること を強く望む。

● 労働基準法の弾力的な運用

労働基準法改正の内容は多様な働き方が許容されない非常に硬直化した制度改 定であった。その後の修正により多少の改善が行なわれたものの、各産業の事業 運営の実態と乖離し、優秀人材の流出につながる等、依然として台湾で事業を行 なう全ての企業の競争力低下につながりかねないとの懸念を抱いている。そのた め企業経営の現実に即した柔軟な運用が可能になるよう、引き続き制度の見直し を継続してもらいたい。

2. 日本産食品に対する輸入規制措置の見直し

● 科学的根拠に基づく規制緩和の推進

東日本大震災から既に7年が経過したが、依然として台湾は日本の被災地周辺 5県からの食品の輸入を規制する措置を継続している。しかし、台湾政府が実施 している日本産食品の輸入時検査では、2011年3月15日から現在(2018年8月27 日)までの間、125,549件の検査が実施され、基準値を超えた商品は1件も無い。 これまでも繰り返し要望しているように、科学的な根拠に基づく輸入規制のあり 方を考えていただきたい。

世界貿易機関(WTO)が韓国の輸入規制措置に対して是正勧告を行ない、また 米国、シンガポール、香港なども輸入規制緩和を進めている。中国も輸入規制見 直しに向けて議論を開始したところである。このような世界各国の動きも踏まえ、 規制見直しを速やかに進めていただきたい。

また、今年7月には日本産食品の輸入規制措置について公民投票を実施するための署名活動が開始されたと報道された。この問題が政治問題として取り扱われてしまったことに在台日系企業は大きく失望している。良好な日台関係に影響を及ぼすことのないよう、政府には冷静で良識ある判断を求める。

3. 日台連携の深化

● 経済連携協定への加入に向けた道筋の提示

地域大での経済連携協定の締結が進むなか、台湾が主要国間で締結している協定はニュージーランド、シンガポール、中国のみである。しかも、中国との間のECFAの後続協議も進んでいない。貿易に関する競争条件が他国に比して劣る状況は、輸出主導型の台湾にとって深刻な問題であり、既に一部産業では海外への投資、産業の空洞化が顕在化している。

白書でも例年取り上げてきたが、CPTPPに代表される広域経済連携協定への加入や、日本とのEPA・FTAの締結に向けた取組みを進めていただきたい。また、各産業における国際慣行にそぐわない独自規制やルールの是正、及び投資保護の充実についても対応が求められる。これまで規制に守られてきた産業分野はもちろんのこと、台湾の既存産業の産業競争力の向上を一体的に検討し、地域経済自由化へスムーズに加入できる環境を整えていくことが必要とされる。

● 日台連携による第三国市場の開拓

政府は新南向政策としてASEAN10カ国と南アジア6カ国、オーストラリア、ニュージーランドの18カ国を対象とした交流促進を打ち出している。経済貿易協力に向けて多層交流、人材交流、地域連携などのコンセプトが打ち出されているものの具体的な施策が見えてこない。

日台企業双方にとって新南向政策の対象地域は新たな市場として期待している地域であり、日台企業が連携することで第三国市場でのビジネス拡大が期待できるのであれば、日本企業として新南向政策に対して積極的に取り組むことが可能となる。政府には新南向政策において、日本企業と台湾企業との間でどのような連携が期待されるか、より具体的な検討とそれに基づく施策の提示をお願いしたい。

● 観光交流・インバウンド誘致の促進

人口減少社会を迎えた台湾では、内需の減少を補うため国外からの観光客 (インバウンド) の増加に向けた積極的な取り組みが必要である。現在のインバウ

ンド目標設定は非常に消極的なものであり、政権トップのリーダーシップの下、「訪台外国人観光客誘致」を主要な政策課題の一つと位置づけ、国を挙げてのインバウンドへの取り組みの機運を高めるとともに、挑戦的な目標設定、具体的な行動計画の策定、政府部門間、官民の垣根を越えた政策の実行に期待したい。

特に日台間の交流人口は2017年には台湾から日本が456万人、日本から台湾が190万人と総人口比率では19.5:1.5と極めて大きな交流格差が拡大しており、日本からの大幅な誘客増を目指すべきである。

● ビジネス環境と安全面の維持

日台間での人材交流の推進や日本企業のビジネス環境を支える知日派人材の充実、 日本人学校への支援、大学を中心とした日本研究の更なる強化、昨今の世界的なテロ事件に対応した安全対策の強化等についても引き続きご協力をお願いしたい。

4. 新産業育成の加速

● 産業育成に向けた規制緩和等支援措置の充実

政府が育成産業として掲げる5+2創新産業の分野はいずれも日本企業の技術力や強みを活かせる分野である。例えば、グリーンエネルギー分野は、日本と台湾ともにエネルギー資源に乏しい点で類似しており、日本が培ってきたエネルギー対策、エネルギー効率改善等の知見を両国で共有することで、台湾に対して大きな貢献が出来るものと考えられる。

新産業育成を推進する上で、新技術の適用や新たなサービスモデルの導入の為に地域を限定した規制緩和等の措置も必要である。例えば、EV等の新エネルギー車、自動運転、スマートシティ、先進医療、エネルギーイノベーションなどの分野においては、規制のサンドボックスといわれる特区制度の活用に期待したい。

また、産業育成に係わる支援策は、広く企業に一律のメリットを与える施策ではなく、特定の産業に焦点を絞る、中小企業に特化するなどによりメリハリを付けた補助金の活用や規制緩和が実行されることを期待している。

● 産業を支える技能人材の確保・育成

過去台湾には、多くの専門学校があり、各学校とも基礎工業に関わる学科を備え、機械・電気・電子など各産業分野のニーズに適う人材を輩出し、台湾の二次産業(工業)の発展に大きく貢献した。しかし、現在の教育体制では工業分野の教育を行うのは大学が主体となっている。大学を卒業した学生はその殆どがサー

ビス産業、事務系の職を希望するため、伝統的な二次産業の業務が敬遠され、技能系人材が不足するという問題が生じている。伝統的な二次産業がイノベーティブな新産業の産業競争力を支えていく重要な基盤であるとの事実を認識し、技能系人材の教育・養成のためのシステムの整備をお願いしたい。

5. インフラ投資への民間資本参入促進

● 都市再構築と地方創生

現政権では「安居楽業」、「生生不息」、「均衡台湾」といった政策の柱を立て、予算編成においても内需刺激の意図の見える公共建設予算の増加、前瞻基礎建設計画特別予算の編成など、インフラ強化に向けた具体的な方向性が見えつつある。しかしながら、老朽化の進む都市再開発における具体的な動きは少なく、世界中で老朽化による事故が増えている状況に鑑み、引き続き強力な政策推進をお願いしたい。特に台北においては築30年以上の建物が60%以上を占めており、国際都市の競争力確保のためには公有地を活用した大規模開発や交通結節点(駅周辺、駅ナカ)における新たな商業・産業集積地の形成などに早急に手を付けるべきである。これらの再開発では多くの日本企業の経験と実績を生かすことが出来る。

一方、地方部においても地域の独自性を生かした経済・産業発展を志向した取り組みが急務である。台湾も日本と同様、急速に人口減少が始まる。特に地方部ではその傾向が顕著であり、地域の努力と中央政府の支援、資源の活用による新たな成長モデルを検討すべきである。例えば、日本においては、地方政府・民間事業者の事業提案を中央政府が審査し、事業費の最大50%を負担するスキームで地方自らが主体的に観光施策を立案・実行している。既に政府では地方創生への取り組みを進めているが、日本でも近年同様の取り組みを進めてきたことから、双方の課題の共有、地域と企業の連携のあり方など参考になる点も多いと考える。

● インフラ投資に対する民間資金導入促進

前述のようにインフラの強化、都市の再開発が急務であるが、これらの取り組みは政府予算だけでなく民間の資金を積極的に活用することで、よりスピード感のある政策執行が実現するものと考える。これまでもPPP(パブリックプライベートパートナーシップ)型の事業が実施されているが、ともすれば事業リスクのすべてを民間企業に負担させるスキームとなっていることも多い。政府と民間の役割分担を再定義し、国外企業のノウハウ、資金を活用しやすい環境整備を求めたい。

また、インフラ建設に対する融資の面においても日系金融機関の資金を活用することで事業主体に対する資金調達の選択肢を増加させることが出来る。足下、海外金融機関の台湾での融資額には厳しい制約が設けられており、十分な資金を民間事業者に提供することが出来ない。洋上風力発電プロジェクトに代表されるよう、多くの民間企業が台湾のインフラプロジェクトへの参画を目論んでいるが、このような制約が国外企業の台湾への投資の阻害要素とならないよう、改善をお願いしたい。

6. 医療・介護分野の制度整備と日本資本導入促進

● 予防医療・再生医療分野における協力

医療分野では日本は予防医療・再生医療を含む最先端医療技術やスマート医療機器など、台湾にとって有用な技術やノウハウを保有している企業も多い。一方、台湾では個々の病院により短期的な視点、経済合理性により導入検討が進められるケースが多く、日本の最先端医療技術やスマート医療機器導入がスピード感をもって進まないケースが見られる。ヘルスケアを将来の重点成長領域としている日系企業は多く、今後政府主導による国民の幸福に資する基本政策整備、補助金制度導入、投資環境改善による日本資本導入促進を期待する。

● 医療・介護分野の制度整備

介護分野では、台湾は2017年末には高齢化人口指数が105.7となり、台湾の高齢化速度は日本の1.6倍、英国の7.3倍の速さで進行しており、2025年には超高齢化社会に突入するとみられている。政府も2007年の「長期介護十年計画」、2016年の「長期介護十年計画2.0版」と体制の整備を進めている。

しかし、日本の介護保険制度にあたる財源確保についての法整備が進んでいない点、並びに介護分野における高度サービス・施設提供に見合う自由競争下での収益性確保が制限されている事が、介護産業の発展の阻害要因となっている。高齢化先進国である日本での事業経験を活かして台湾の潜在的問題の解決に寄与したいという意欲を持つ民間日系企業は多いため、台湾政府には経済発展、国民の幸福に資する介護分野における今後の法制度整備並びに自由競争推進に寄与する政策整備を期待する。

3.2017年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告

一、2017年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本 工商会評価

2017年11月に台湾政府に対して提出した台北市日本工商会2017年「白書」の個別要望事項44項目につき、台湾政府の各部署より頂いた個別の回答及びその後の台湾政府の政策的対応を踏まえ、2018年5月末時点で個別要望事項提出企業および関連部会にて以下の通り評価を行った。

A評価:15項目全体に占める比率27%(2016年 14%)B評価:21項目全体に占める比率38%(2016年 47%)C評価:19項目全体に占める比率35%(2016年 39%)

なお、

A評価:回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解

決が見込まれる項目

B評価:回答に具体的進展がなく、「検討」、「審議中」とのことで、今後も継続検討が

必要な項目

C評価:回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

個別要望事項は44のテーマがあったが、労基法関連が部会毎の要望事項とそれぞれの評価 となっているため、合計55項目として集計した。

上記結果は次のような理由によるものと推測される。

A評価項目については、6項目が継続案件であり、「継続は力なり」の結果であると思う。 1項目は新規案件。残りの8項目は労基法関連であり、台湾政府が労基法の再改正を行った 結果と思う。2017年版のA項目評価が大幅に増加したのは、労基法関連が12項目中8項目で A評価となった為。

B評価項目については、台湾政府により真摯な検討、審議を継続していただいている内容と認識しており、引き続きの対応をお願いしたい。

C評価の項目数は2016年と比べほぼ横ばい。台北市日本工商会が提出している要望事項 はかなり専門的なケースが増えてきているため、解決に時間を要するのではないかと推測。 2017年新規案件にC評価が多い一方、2008年の「白書」提出開始以来進展の見られない案件も複数ある。今後のご検討をお願いしたい。

台北市日本工商会としては、BおよびC評価項目の案件を原則として今後も継続案件として引き続き2018年の要望事項に織り込み、台湾政府に一層のご理解とご尽力をお願いする予定。

二、個別要望事項に関する関係機関との打合せについて

2017年版白書に関しても2016年と同様に、いくつかの重要テーマに関して、台湾政府関係機関との間で、活発な意見交換が行われた。

(1) 2016年版白書の個別要望事項に関する交流会

10月11日、国家発展委員会において、2016年版白書のテーマ13「昇降機の点検保守制度の見直しについて」、テーマ37「台北松山空港における国際貨物輸出入施設の拡大および業務の充実について」、及びテーマ42「原住民の採用について」に関し、それぞれの関係省庁・部局の担当者とフェイス・トゥ・フェイスでじっくりと話し合いを行った。

(2) 電機電子部会と経済部能源局の交流会

12月19日(火) 14:30~15:45国家発展委員会で、

- ①TV (特に4K) の消費電力について
- ②ディスプレイの定義について

というテーマに関し、電機電子部会関係者と、国家発展委員会、経済部能源局、工業技 術研究院他との交流会が開催された。

(3) 医薬品特許期間制度に係わる意見書提出

経済部智慧財産局が提示した医薬品の特許期間制度に係わる改正草案に対して、9月 29日に工商会から意見書を提出した。

(4) 労基法の再改正案に対して意見を提出

10月末に発表された労基法の再改正案に対し、(国家発展委員会経由)労働部からの要望に応じ、会員各企業の意見を取りまとめ、11月7日に提出した。

(5) テーマ44に係わる交流会

6月25日(月)、国家発展委員会において、2017年版白書個別要望事項のテーマ44 「地方自治体直営事務所開設の推進と、派遣職員への就労ビザ発給の要望」に係わる交 流会が行われた。

解決に向けた道筋が見えてきており、今後具体的な手続きを行っていく中で問題解決 を図りたい。

従ってテーマ44は、元の評価がCであったが、Bへと変更された。

4.2018年「白書」要望事項一覧表

	大テーマ	番号	要望事項テーマ	提案部会	提出年度	2017年度 部会評価
[1]		1	台湾での法人税率の引き上げについて	高雄支部	2018	
		2	日本産食品の輸入規制緩和について	食料物資	2011	В
	基本政策に係わる 要望事項	3	民間企業による新規ガス火力IPP事業の大幅な拡大、加速のための政府 支援の要望	商社	2018	
		4	2017年1月1日より施行された労働基準法の一部条文の改正について	商社	2017	С
		5	医療・介護分野の基本政策整備と投資環境改善による日本資本導入促進	事務局	2018	
[2]	インフラ投資と投 資環境の改善につ いて	6	訪台外国人観光客の誘客促進強化/Visit Taiwan Campaignの実施について	N字+A年リルコト 1ミコ	2018	
		7	台北松山空港における国際貨物輸出入施設の拡大および業務の充実について	運輸観光サービス	2015	В
		8	同一企業グループ与信規制の除外対象の設定について	金融財務	2018	
		9	EV (電気自動車) およびPHV (充電式ハイブリッド車) 向けの充電機能を具備する機械式駐車設備の設置者に対する補助金等の政府助成制度について	一般機械	2014	С
		10	高齢車の買替え促進に対する自動車税制の調整と車検制度の強化について		2016	В
		11	国内自動車産業、及び部品産業拡大の為の産業政策		2016	В
[3]	自動車・二輪車業 界振興策について	12	2040年新規販売する自動車の全面電動化に向けたインセンティブとインフラ整備の策定	of cord and	2018	
		13	自動車産業で働く人達の雇用維持について(生産台数UP提案)	自動車	2018	
		14	欧州法規との整合性について		2018	
		15	PHEV、EREV、EV車の減税及びエコカー購入補助政策の実施		2018	
		16	自動車部品輸入関税の引き下げ政策		2018	
		17	チューナー内蔵TVの輸入関税税率是正要望		2008	С
743	電機電子部品業界	18	電気製品を対象にした貨物税撤廃要望	電機電子	2017	С
[4]	について	19	昇降機の点検保守制度の見直しについて		2016	В
		20	中小企業向け「智慧製造・智慧機械」実現加速のための補助金アイデア		2018	
	医薬制度について	21	DET (Drug Expenditure Target) およびPVA (Price Volume Agreements) / MEA (Managed Entry Agreements) の運用について	医薬品医療機器	2008	С
[5]		22	持続可能な医療財源 (薬剤費) の確保に向けた制度改革		2008	С
		23	大きな薬価差を解消するための「医薬分業の推進」		2008	С
		24	薬価収載制度見直しによる新薬及び新適応症導入促進について		2008	С
	たばこ/酒/食品 等の規制について	25	たばこ製品にかかる不法取引対策の継続及び強化について	A dod dd Mer	2011	В
		26	効果的且つバランスの良いたばこ規制政策について	食料物資	2014	В
[6]		27	日本酒、焼酎、琉球泡盛などの酒類の関税率引き下げについて	運輸観光サービス/ 食料物資	2008	С
		28	輸入食品検査の事前審査制度の導入について	運輸観光サービス	2018	
	建設工事関連について	29	台湾公共事業請負案件における、公平かつ迅速な争議解決方法の導入	商社	2012	В
		30	バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の設置促進に関する法整備について		2014	С
[7]		31	建物使用許可検査前に本設のエレベーターを工事用に仮使用できるため の仕組みについて	建設	2016	С
		32	建築確認申請許可取得後に発生する第三者の構造設計者による指摘事項 についての合理性の確保		2017	С
[8]	金融財務について	33	電子取引システムにおけるセキュリティ基準の緩和について	金融財務	2018	
[9]	知的財産権利につ いて	34	台湾専利法における間接侵害制度の導入要望		2010	С
		35	出演料、ロイヤリティ等の契約における権利金の取得につき台湾における 税率の低減、及び出演料等に関する税率への軽減措置の適用を要望する	知財委員会	2013	С
[10]	労務問題について	36	地方自治体事務所開設推進及び派遣職員居留ビザ発給の要望	事務局	2017	В
		37	就労ビザ申請資格条件の緩和	運輸観光サービス	2018	
		38	技能系人材の教育、養成システムの整備	金属	2018	
		39	「舊制勞工退休金」申請審査制度変更について	電機電子	2018	

計 39 項目 · 継続 23 項目 · 新規 16 項目

5.2018年要望事項

【1】基本政策に係わる要望事項

テーマ1 台湾での法人税率の引き上げについて

要望事項 台湾での法人税率の引き上げについて

◎18Y決算年度以降、17%から20%に引き上げられる。

参考(法人税:中国 25%・ベトナム 20%)

国際的に見ても低い法人税を調整するという政府の方針が理解できないわけではない。しかし、国際的トレンドは「法人税減税」であり、現在の台湾政府の方針は時代の流れに逆し、台湾に投資する企業の成長意欲を著しく阻害するもの。台湾に投資をしている日本企業は必死に雇用を維持し、地道なコストダウンで台湾に於ける事業を続けており、そのような中で突然の3%税率アップはまさに死活問題である。

法人税の引き上げは、日系企業(特に製造業)の台湾からの引き上げに、拍車を掛ける恐れもあり、法人税の引き上げには慎重に対応頂きたい。

補充説明

日系企業が、台湾で生産活動を続けて行くのが、非常に難しくなっている。大量生産品が、中国やベトナム等の東南アジアに生産拠点を移している状況下、台湾島内の日系の製造事業所は、新製品の取込みや付加価値の高い製品生産(多品種少量生産等)で、企業の存続の努力を続けている。

台湾島内の市場が限られている以上、企業存続・発展のためには国外に輸出できるような製品等の生産が必要だ。今や中国やベトナム等でもインフラの整備が進み、材料・部品の現地での手配も出来る物が多くなり、人材も育って来ている。従って、これからは他の新興国等と比べて法人税率が有利で無いと、台湾で生産するメリットが益々無くなって来る。

台湾に新しい投資を呼び込むための施策も必要だが、現在台湾で活動している 企業の撤収を抑えて行くような、対応も必要と思われる。製造現場があれば、そ こからまた新しい技術が生まれ、継続的な生産性改善も可能で、研究開発セン ター等の設立も現実的となり、人・金・技術が集まる。

台湾島内で徹底的に合理化や生産性改善に努め、生産をして中国やベトナムの会社に負けない利益率と金額を、懸命に稼ぎ出し、会社の存続・発展に努力している製造業の生き残りのためにも、今後の法人税の引き上げには慎重に対応頂きたいと思う。

(高雄支部)

テーマ2 日本産食品の輸入規制緩和について(継続事項)

要望事項 2011年3月26日並びに2015年5月15日施行の輸入規制については、科学的根 拠に基づき規制基準の設定による輸入規制の見直しを求める。

日本産食品を差別的に取り扱い、日本産食品への信頼を失墜させ、消費者の危機感をあおることになり、結果として、安心と安全を信条として真面目に事業を行っているすべての日台双方の関連事業者の業務と業績に多大なる悪影響を及ぼしている。さらには、消費の選択肢を狭め、台湾の消費者に著しい不利益を与える恐れもある。

補充説明 昨年末以降の中国、香港での緩和への動き、2月には韓国の輸入措置は「不当な差別」とWTOで判断が下る等、現在の輸入禁止措置を見直すべき時期に来ていると考える。

※国際的な規制状況

本年8月22日までに当時、日本産食品の輸入規制措置を取った54ヶ国・地域のうち29ヶ国(2017年度は6か国、2018年度(8月末現在)は2か国)が完全撤廃した。尚、EUを含む16ヶ国・地域は放射性物質の検査証明書提出の義務付け、米国及びフィリピンの2ヶ国は日本国内の出荷制限品目のみの輸入停止という科学的根拠に基づく規制が大半を占める一方で、今なお韓国・中国・台湾等6ヶ国・地域は輸入停止を継続している。

※注

- ・中国は10都県産(5県産(福島、茨城、栃木、群馬、千葉)、宮城、埼玉、 東京、新潟、長野)を全面的に輸入禁止
- ・香港は福島県の一部品目のみを輸入禁止

(食料物資部会)

テーマ3 民間企業による新規ガス火力IPP事業の大幅な拡大、加速のための 政府支援の要望

要望事項 台湾における電力不足問題は近年一層深刻化しているが環境許認可取得、住民の反対等によりほぼ全ての案件が遅れている。また天然ガス受入第3ターミナルの建設遅延により発電に必要な天然ガス供給が不足しており、政府が目標として掲げる2025年までに総発電容量の50%を天然ガス火力発電とする計画の行方

が懸念される。根本的な電力供給不足の解消は喫緊の課題であり、電源比率の 50%程度を民間IPPに割り当てる、許認可の迅速化を初めとした開発加速支援を 行う、燃料供給体制の整備・拡充を推進する等、民間企業による発電所建設・運 営に関する支援をお願いしたい。

- 補充説明 ・2018年5月に相次いで停電が発生した。送配電設備の老朽化が原因とのことだ が、根本的な原因は電力予備率が常に5%前後(第二原発稼働後は6%強)とい う絶対的な電源不足であると推測される。安定的な電力供給は全ての企業活動 にとって不可欠なものであり、その実現は台湾における外資企業のより積極的 な事業展開にも大きく寄与するものと理解している。
 - ・先般実施された洋上風力発電IPPに対しては多くの民間企業が参画し、政府が 表明した導入容量目標に貢献した他、TPCの買電価格低減にも一定の効果を もたらした。電力分野における民間企業の投資意欲が非常に旺盛であることか ら、民間企業にもガス火力開発への参入を促す事により、時期・導入容量の目 標達成を実現する事が期待できるので、政府の支援をお願いしたい。

(商社部会)

テーマ4 2017年1月1日より施行された労働基準法の一部条文の改正につい て(継続事項)

本改正(2017年1月1日より施行)により新たに義務化された、労働基準法第 要望事項 38条第4項の内容「年度終了又は労働契約終了の際に、未消化の有給休暇は賃金 換算して支給しなければならない」につき、廃止の検討を要望する。

補充説明

洋の東西を問わず有給休暇の本来の目的は、「労働者を労働から解放し、心身 のリフレッシュを図る」ことにある筈だが、今回の改正のように会社側に未消化 有給休暇の買い取り義務が課されると、会社側が従業員に対して有給休暇の消化 をいくら健全に促したとしても、実際に従業員は意図的に取得をしない(消化を 望まない)ケースが発生しており、本来の目的である「心身のリフレッシュを図 り、業務に対するモチベーションを向上させる」ことができず、初期の目的を果 たせないばかりか、コスト負担増に伴う競争力低下という二重の弊害がもたらさ れている。

又、「有給休暇の次年度への繰り越しの認可」を求める旨も「2017年白書」にて取り上げられ、結果として本要望は2018年3月1日施行の改正により認められた形とはなったが、①65歳での定年②通常、定年(65歳)まで基本給の引き下げが難しい③通常、会社の都合で従業員を解雇できない④特に長期勤務者の有給休暇日数が長い、という台湾の状況は諸外国と比較しても既に非常に恵まれた条件となっており、企業がグローバルでの競争を強いられる中、更に今回の未消化有給休暇の買取り義務が課されることは、企業の経営コスト増加及び従業員マネジメントに負の効果をもたらすものであり、再度同条項の廃止を希望する

(商社部会)

テーマ 5 医療・介護分野の基本政策整備と投資環境改善による日本資本導入 促進

要望事項 急速に高齢化が進む台湾において、需要が膨らむことが想定される医療・介護 分野の事業環境整備に対する期待は大きい。医療技術・機器、介護制度などの分 野では、高齢化で台湾の先を行く日本との連携は、日本資本の導入促進も含め、 医療・介護産業における雇用機会創出や介護の為に離職を強いられる労働力の職 場復帰により経済発展に大きな貢献が期待できる観点からも台湾にとって大変有 意義と考えられる。

- 補充説明 ■医療分野では日本は予防医療・再生医療を含む最先端医療技術やスマート医療機器など、台湾にとって有用な技術やノウハウを保有している企業も多い。一方、台湾では個々の病院により短期的な視点、経済合理性により導入検討が進められるケースが多く、日本の最先端医療技術やスマート医療機器導入がスピード感をもって進まないケースが見られる。ヘルスケアを将来の重点成長領域としている日系企業は多く、今後政府主導による国民の幸福に資する基本政策整備、補助金制度導入、投資環境改善による日本資本導入促進を期待する。
 - ■介護分野では、台湾は2017年末には高齢化人口指数が105.7となり、台湾の高齢化速度は日本の1.6倍、英国の7.3倍の速さで進行しており、2025年には超高齢化社会に突入するとみられている。政府も2007年の「長期介護十年計画」、2016年の「長期介護十年計画2.0版」と体制の整備を進めている。しかし、日本の介護保険制度にあたる財源確保についての法整備が進んでいない点、並びに介護分野における高度サービス・施設提供に見合う自由競争下での収益

性確保が制限されている事が、介護産業の発展の阻害要因となっている。高齢 化先進国である日本での事業経験を活かして台湾の潜在的問題の解決に寄与し たいという意欲を持つ民間日系企業は多いため、台湾政府におかれては経済発 展、国民の幸福に資する介護分野における今後の法制度整備並びに自由競争推 進に寄与する政策整備を期待する。

(事務局)

【2】インフラ投資と投資環境の改善について

テーマ 6 訪台外国人観光客の誘客促進強化 / Visit Taiwan Campaignの実施 について

要望事項 ・政権トップのリーダーシップの下、官民一丸となった「観光立国」への取り組み強化

(国民の意識向上・中央政府内部署間/中央政府⇔地方政府間/官民の連携強化)

- ・外国人が個人旅行を行いやすい環境整備(交通インフラ、多言語標記、施設整備等)
- ・ (特に日本からの誘客に向けた) 高い政策数値目標の設定
- ・目標実現のための個別具体的な行動計画の策定

補充説明 日本では2003年、小泉政権時代に「観光立国懇談会」を設置し、訪日外国人 観光客拡大を目指すVISIT JAPAN CAMPAIGNを開始、当時訪日外国人は521 万人であったが、2020年の目標を2000万人と設定した。2013年に初めて1000 万人を突破したのち、2015年に1974万人と(5年前倒しにて)ほぼ目標達成。 2016年2404万人、2017年2869万人と順調に拡大を続けており、2020年には 4000万人と高い目標を掲げている。

特に2013年以降、内閣総理大臣自らが主宰する「観光立国推進閣僚会議」の下、「観光立国(観光ビジョン)の実現に向けたアクション・プログラム」を毎年策定し、スローガンに終わるのではなく、予算措置の上、取り組むべき個別具体的な行動計画を毎年策定・実行している。具体的には外国人に向けた査証・免税政策、航空オープンスカイ政策の拡大、観光地における多言語対応、外客誘致に向けた地域政財界トップセールスミッションなどをはじめ、省庁の枠を超えた大胆な施策を実現してきた。

一方、台湾においては、2017年の訪台外国人数が1,074万人のところ、2020年の目標は1,139万人と「微増」の目標設定に留まっている。台湾においても、政権トップのリーダーシップの下、「訪台外国人観光客誘致(インバウンド)」を主要な政策課題の一つと位置づけて「観光立国」への旗印を掲げ、関係業界のみならず国を挙げてのインバウンドへの取り組み機運を高めると共に、「背伸びした」高い目標設定、目標実現のための具体的な行動計画の策定、政府内部署や官民の垣根を超えた政策の実行を期待したい。

特に日台間の交流人口は台→日456万人、日→台190万人と総人口比率では 19.5:1.5と極めて大きな交流格差が拡大しており、日本からの大幅な誘客増を 目指すべきである。

また、現状、日本人をはじめ多くの訪台外国人観光客の訪問地が台北市を中心とする北部に集中している。台湾南部、東部への外国人観光客誘客拡大も大きな課題である。

日本においては地方政府・民間事業者の事業提案を中央政府が審査し、事業費の最大50%を負担するスキームで、地方自らが主体的に観光施策を立案・実行している。

台湾においても、地方がインバウンドに主体的に取り組む仕組み作り、官民一体となった事業実施や官民の人材交流による民間視点の導入、東部への鉄道アクセスや乗車券予約・購入の複雑さ・煩雑さの解消、トイレ環境の整備等、外国人が個人旅行を行いやすいインフラ整備を期待したい。

(運輸観光サービス部会)

テーマ7 台北松山空港における国際貨物輸出入施設の拡大および業務の充実 について (継続事項)

要望事項 当局との間には、目の前の需要への対応か、需要を呼び込む先行投資と見るかの考え方の違いがあるが、当局には市街地に近い空港特性を活かした施設ならびに環境整備による松山空港のさらなる有効活用を継続して要望してまいりたい。

補充説明 昨年、個別協議も開催されたが、当局が認識していた物量とユーザー側が把握する物量にかい離があると考えており、引き続き、具体的な数値を付け合わせのうえ、協議を続けてまいりたい。

(運輸観光サービス部会)

テーマ8 同一企業グループ与信規制の除外対象の設定について

要望事項 外国銀行の台湾支店に対する同一企業グループの与信規制の運用に関して、プロジェクトの信用力に依拠したファイナンスは適用除外として頂きたい。

補充説明 台湾でのグリーンエネルギー開発が進展しているところ、洋上風力発電、大型の太陽光発電投資については巨額の投資が必要になる。この種のプロジェクトにおいては、台湾地場金融機関と外国籍銀行による台湾ドル建てのノンリコースプロジェクトファイナンスによる資金調達が想定される。

銀行法の117条によると、台湾における外国銀行の支店は、「外國銀行分行及代表人辦事處設立及管理辦法」に従うことになる。同法14条と近時のFSC(金管会)の見解によれば、外国銀行の支店は、同一法人、同一法人関係者に対して「70億元か資本金の2倍のいずれか大きい金額」までしか与信を行うことができない(【外國銀行分行及代表人辦事處設立及管理辦法第十四條、第十九條之三修正草案】(2018年3月版)参照。以下、本上限規制を「同一企業グループ与信規制」という)

例えば洋上風力発電事業においては、一般的に複数のスポンサーが発電事業会社(通常新設で再生可能エネルギー発電事業のみを行う)に出資し、借入を行い事業を遂行する。この場合、外国銀行の支店は「同一企業グループ与信規制」に基づき、融資調印時点での最大出資者が属するグループの借入総額について、同SPCの借入を算入する。

然しながら、海外で先行するこの種のプロジェクトにおいては、融資契約調印後にスポンサーが自らの持ち分を第三者に譲渡することは十分にあり得る。場合によっては、当該受渡を受けた新たなスポンサーが最大出資者にもなりえる。この場合、外国銀行の支店は事業会社の借入金を同スポンサーが属するグループに算入することになる。その結果、融資銀行はグループ与信上限額を超えるリスクを抱えることになり、その場合は同プロジェクトに対する融資を撤退・減額するか、同一企業グループ向けの他の融資金額を減額するという調整が必要となる。

発電事業会社の株式譲渡については、一般に貸出人たる金融機関は受動的な立場である(スポンサーは将来の株式売却チャンスに関する権利を確保する)。また、事業開始から10年経たずに実施される例も多い(プロジェクト参入に際し

て、当該譲渡による開発投資回収を検討も考えられる)。金融機関の規制対応 によりスポンサーの投資回収・投資機会の自由度が低下し投資意欲を削ぐことは、 今後のグリーンエネルギー投資拡大にとってネガティブな要素と思われる。

台湾電力とPPAを締結し、再生可能エネルギーの売却による収入を実質的な収入源とする発電事業会社に関する貸出 [特にプロジェクトファイナンス] については、株式譲渡後に最大出資者の変更があったとしても、金融機関としては、当該与信がプロジェクトとしてのリスクに依拠していると判断し、その譲渡を認め、事後最大出資者となった企業グループ向けの与信上限額を超えたとしても、融資金額の調整が必要とならないよう提案申し上げたい。

(金融財務部会)

【3】自動車・二輪車業界振興策について

- テーマ 9 EV (電気自動車) およびPHV (充電式ハイブリッド車) 向けの充 電機能を具備する機械式駐車設備の設置者に対する補助金等の政府 助成制度について (継続事項)
- 要望事項 EVおよびPHV向けの充電機能を具備する機械式駐車設備について、その設置 者(施工主)に対する補助金等の政府助成制度の制定を要望する。

交通部における「駐車場作業基金」にて、公民営駐車場経営業への補助制度等、 政府助成制度はあるが、営業用駐車場以外の集合住宅や事務所ビル向けでも推進 するような補助制度の制定を要望する。

補充説明 電気自動車充電設備の国家標準の制定や国内における同設備の開発、製造の推進に力を注いでいることは評価できる。

しかしながらEVやPHV化の促進は世界的な潮流であり、加速していることを考えると、充電インフラの普及拡大は政府の大きな課題であると言える。

本件提案の主旨は、充電インフラを広く民間の駐車場・車庫へも普及させるための助成制度制定を求めるものであり、主に民間によって建設される集合住宅や事務所ビルの駐車場・車庫(平面駐車、機械式駐車)に設ける普通充電(110V)について述べており、民間による建設投資を活用した充電インフラ普及拡大施策のひとつである。

(「普通充電方式」は、「急速充電方式」に比べて機構が単純であり、特別な規格化の必要もないことから、設置に対する技術的ハードルは低く、設置費用に対する助成制度によって普及を促すことが可能と考える)

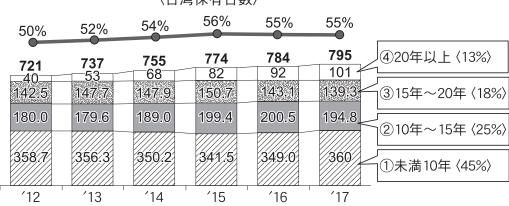
日本におけるEV充電設備の設置に関する助成制度は、「一般社団法人 次世代自動車振興センター」が窓口となり、民間事業である集合住宅や事務所ビル、商業施設や宿泊施設の駐車場に対し、平面駐車場、機械式駐車場を問わず、幅広く助成する制度がある。

※詳細については同センターのWebサイトを参照下さい。 http://www.cev-pc.or.jp/

(一般機械部会)

テーマ10 高齢車の買替え促進に対する自動車税制の調整と車検制度の強化に ついて (継続事項)

- 要望事項 ◆高齢車は省エネ、CO2減量、交通安全への悪い影響が深刻なため、世界各国は 高齢車の老朽更新にインセンティブ(アメ)と法令規制(ムチ)両方に力を入 れている。
 - ◆一方、台湾は高齢車の老朽更新に対して、スクラップインセンティブ(アメ) の施策はあるものの、規制の導入(ムチ)は不足しているため、買替え促進の 効果が少ない。高齢車比率は年々拡大している。



〈台湾保有台数〉

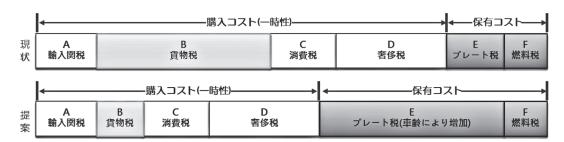
補充説明 ◆安全面では、高齢車に対する車検制度の強化が不可欠。

例:(1)15年以上の高齢車に対する車検項目の追加

(2) 20年以上の高齢車は高速道路の通行禁止

◆自動車保有に係る税金制度の調整:

現状は購入コストが高く、保有コストが低い為、高齢車の買替え促進ができ ず、下図のように、税制の調整が必要(購入コストの低減と保有コストの増加)。 〈台湾自動車税制イメージ図〉



〈台湾車検制度〉

〈日本車検制度〉

車齢	頻度	車検費用	車齢	頻度	車検費用	
5年以上~ 10年以内	年1回	450元/年		車時 3年に1回	約10,000元/年 (9万円/3年) 、	
10年以上	年2回	750元/年	4年目~	2年に1回	約15,000元/年 (9万円/2年)	

(自動車部会)

テーマ11 国内自動車産業、及び部品産業拡大の為の産業政策(継続事項)

要望事項 ◆輸入車に対して、生産規模の 【参考】'17年(国産車29万台ベース) 出処: 車両公会 小さい台湾国産車を守るため、 現地自動車製造産業を促進で きる政策が必要となる。政府 の量産規模拡大への支援策を 期待したい。

産業別	生産総額(億元)	就業人口
①完成車	1,831	12,000
②部品製造	2,361	90,000
合計	4,192	102,000

◆台湾自動車産業の生産能力は現在70万台。これに対して国内生産は29万台程 度、45%しか活用できていない、大幅な余剰能力が発生。

輸入車に対抗し、各メーカーが余剰能力を生かして生産を増やし競争力をあ げていく為、完成車や部品の輸出を含めて量産規模拡大が必要。

台湾各メーカー生産実績 出処: 車両公会生産実績 產能利用率 53% 53% 53% 54% 48% 45% 台灣總生產台數 三陽 6 本田 5 福特 5 裕隆 20 位 19 中華 萬 國瑞 '10 '11 '12 '13 '14 '15 '16 '17

〈17年各社生産能力利用率〉

補充説明 ◆WTO精神に違反しない量産規模の拡大につながる生産促進への支援策 (例:南アのAPDP、フィリピンのCARS) のご検討をお願い致します。

⇒添付資料:南ア APDP※1 概要、フィリピン CARS※2 概要

%1: Automotive Production and Development Program

*2: Comprehensive Automotive Resurgence Strategy (CARS)

(自動車部会)

テーマ12 2040年新規販売する自動車の全面電動化に向けたインセンティブ とインフラ整備の策定

要望事項 ◆新エネ車の促進及び普及の為、インセンティブとインフラ整備は不可欠。 世界各国に倣い、補完措置の導入により、フレンドリーな使用環境をつくる。

補充説明 【要望事項】

- ◆2040電動化宣言について
 - ①「電動化」の定義の明確化
 - ②2040迄段階的、実現可能なマイルストーンの提示

③新エネ車に向け

・自動車メーカー: 現行貨物税減免に加え、生産、新技術及び設備投資のインセンティブ

•消費者:購買補助金

・インフラ設備:導入奨励、又新技術取得の為、係る費用補助

(自動車部会)

テーマ13 自動車産業で働く人達の雇用維持について(生産台数UP提案)

要望事項 ※自動車産業の取巻く環境(2017年)…総販売台数 44.5万台

国産車58% (2012年…74%)

輸入車42% (2012年…26%)

※5年間で国産生産車シェア▲16%、輸入車シェア拡大中

・現在、自動車優遇対策として旧車買い替え時(6年:5万NT\$)の対応を取られているが国産車のみでなく輸入車にも還元されている。

要望:輸入車への優遇対策廃止、国産車は継続対応

・旧車(廃車)のみの優遇対策を、自動車の初期登録後、5年以上経過した車へ 拡大する。優遇対策シェアを広げ、新車販売台数を向上させる事により自動車 関連企業で働く従業員の雇用を守る。

要望:優遇対策対象を拡大し新車販売を促進、中古車を東南アジア 等に輸出

・Small Loグレード購入者への金利引き下げ提案 現状、自動車を購入したいが利息が高く購入を控えている若者への購買意欲促 進提案

要望:利息半減又は0金利

・法人税(20%)を減額し減額された分は自働化・グローバル競争力を養う為の投資に還元する。

要望:法人税20%をシンガポール並みの17%に減額 補足…シンガポール 17% 香港 16.5%

補充説明 提案の背景

今回、如何に自動車販売台数を伸ばして自動車産業で働く者の雇用を維持し台

湾産業社会への失業率の低下をねらいとし、グローバル競争力を身に着け輸出拡大に向けてのご提案。

(自動車部会)

テーマ14 欧州法規との整合性について

要望事項 自動車に関する台湾の認証制度は、基本的には欧州法規に準じているが、全てが欧州法規に準じているのでは無く、一部には台湾独自の法規がある。同法規の認証を取得する場合、認可取得済の欧州法規の結果を流用できないので、台湾に於ける認証取得時に更に時間と費用が掛かる。これは台湾ナショナルメーカー、外資メーカー、ひいては台湾のユーザーにとって不利益であると考える。全て欧州法規に準ずる様、お願いしたい。

例) TPMS装着法規

補充説明 2016年7月から台湾で実施されているTPMS装着要件は、欧州では強制ではなく台湾独自のものである。(乗用車、商用車両方に装着義務)

台湾独自の要件があると、メーカーとして台湾向けに専用で機種開発を行う必要があり、余分な開発工数、費用、時間がかかることになる。

(自動車部会)

テーマ15 PHEV、EREV、EV車の減税及びエコカー購入補助政策の実施

要望事項 ●具体的な要望内容:

- 1、政府実施のEV車向け貨物税減免優遇はPHEV、EREV車にも適用すべき。
- 2、電動車・エコカーを購入されるユーザーに対して一定金額の補助を与える。

●理由:

政府提案の環境改善と電動化のため、自動車メーカーに電動車やエコカーの 導入を促進させやすくし、かつ、消費者の電動車とエコカーの購入負担を低減 させる。

補充説明 ・台湾政府は既に2040年以降、ガソリン車の販売禁止及び新規購入の全面電動 化政策を発表した。そして2022年に実施する新CAFÉ規則の燃費基準値を非常 に厳しく設定し、自動車メーカーは政策に準じるために、現在依然高コストの PHEV、EREV、EV等の電動車及びHEV等のエコカーを導入する必要がある。

- ・現在台湾政府は、EV車とHEV車に対して貨物税減免/免除の優遇を規定しているが、PHEV、EREV車に対して明確な規範がない、且つ減免/免除期間は2021年末で終了され、電動車やエコカーを購入される消費者に対する補助措置がなく、電動車の普及を有効に図れない。
- ・欧州と日本等の先進国の電動車補助方案を参考してほしい

▶日本

種類	購入補助(最高)	財政優遇
FCV	208万円	
PHEV PHV	20万円	免自動車取得税 免自動車重量税
EV	40万円	

▶欧州購入補助

ノルウェー 12,000歐元 (約TWD 41万元)

フランス 5,000歐元 (約TWD 17万元)

イギリス 5,000英鎊(約TWD 20万元)

⇒添付資料:台湾車輛工会検討案

(自動車部会)

テーマ16 自動車部品輸入関税の引き下げ政策

要望事項 ●【具体的な要望内容】

自動車部品の輸入関税引き下げ政策の実施(例:関税>10%の者、5%に引き下げる。エンジン17.5%=完成車17.5%、不合理)

●理由:

- 1、現在の自動車関連の輸入関税が、完成車が17.5%に対して部品が10-15%で、 大きな差が無い。
- 2、政府は現在CPTPPへの参加を推進中、完成車と部品の輸入関税は最終的に 0%まで下がる方向性と考えられる。
- 3、CPTPP加盟国の先例を参考にして、国内自動車生産業者に配慮して、まず 部品の輸入関税の引き下げを先行で行い、国内自動車メーカーの保護を検 討いただきたい。

■完成車及び部品関税率との格差小

補充説明

- ・CPTPPの11カ国の初期加盟国は既に2018.03.08に協定を交わされ、2019年発 効。台湾政府もCPTPPの第二グループとして加入に向けて推進中と宣言。
 - ・将来的に完成車の輸入関税が段階的に引き下がったら、国内自動車製造産業に 必ず大きな衝撃を与えてしまう。CPTPP加盟国のマレーシアとベトナムの例 を見ると、まず部品輸入関税から引き下げ、完成車の輸入関税の引き下げは後 から開始する方法を採用。
 - ・国内自動車製造産業を弱体化させないため、部品輸入関税引き下げ政策を先行 で適用していただきたい。

【CPTPP加盟国の部品/完成車関税引下げスケジュール】

	マレーシア	ベトナム
完成車関税 0%に到る段階引下げ	11~13年(分類による)	13年
部品関税 0%に到る段階引下げ	即刻~6年(分類による)	4~11年(分類による)

【段階的に自動車部品の輸入関税率を引下げる推奨案】

①即刻税率引下げ:現行税率が10%を上回る者は、10%に引き下げる。

5%~10%の間の者は、5%に引下げる。5%未満の者は免除する。

②長期(10年内):現行税率が10%を上回る者は5%に引下げて、それ以外の者は 免除する。



(自動車部会)

【4】電機電子部品業界について

テーマ17 チューナー内蔵TVの輸入関税税率是正要望(継続事項)

要望事項 チューナー内蔵LCD color TVの現在の輸入関税は10%となっているが、対する日本は無関税で0%となっており、当該製品における日台間の貿易は不平等な 状況が続いている。よってその是正を要望したい。

補充説明 本件は継続的に要望をしているものの、台湾政府側の回答は日台間のFTA論議で交渉すべきとの主張を続けている。しかしながら、日本側は既に関税を撤廃している為、FTAと絡ませる事なく早急にこの不平等な税率を是正し、台湾国内の消費者が被っている不利益を取り除いて頂きたいと考える。

(電機電子部会)

テーマ18 電気製品を対象にした貨物税撤廃要望(継続事項)

要望事項 貨物税は従来贅沢品を対象にしていた物品税と同質のものであり、昨今では一般化したテレビやカメラなどの電気製品に対し、現在でも高額の税率が残っている状況を撤廃により是正して頂きたい。

本件に関する公聴会が開かれている事は認識しているので、ぜひ議論を前に進めて頂き早期の撤廃を実現して頂く事を要望する。

補充説明 もはや家庭で一般化している下記電気製品に対して高額の貨物税が現在も課されている。これは、台湾国内の消費者が多大な不利益を被っているという事であり、早急に取り除くべきと考える。日本側にはこの貨物税という制度はなく、従って税率は0%である。

<撤廃要望商品カテゴリーとその税率>

LCD color TV: 13%

Video camera recorder: 13%

CD Radio Cassette Recorder: 10%

Personal Audio System: 10%

IC Recorder: 10%

Active Speaker: 10% Portable Speaker: 10%

(電機電子部会)

テーマ19 昇降機の点検保守制度の見直しについて (継続事項)

要望事項 昇降機の点検保守制度見直しを要望する。 (遠隔監視機能を活用した、無人点 検保守が導入できるよう制度の見直しを要望する)

国家発展委員会が発表している「中華民国人口推估」においても、少子高齢化が進み、2018年から高齢化社会(14%)に、2026年から超高齢社会(20%↑)になる見込みである。

その結果、少子化のため人口が減少する反面、高齢化の影響もあり、公共機関 含め昇降機の設置台数は増加している。人口が減少することで、労働集約型産業 である昇降機メンテナンスは人材の募集が困難であり、人手不足の問題が深刻化 していく。

そこで世界に目を向けて見ると、技術の進化とともに、製品の自動化に関する 開発が進んでいる。

昇降機のメンテナンスは「点検」及び「保全」の二つに分けられているが、その「点検」を人工から機械に転換する事例が多数あり、先進国も長年実施している。昇降機産業の人手不足問題の解決策及び産業イノベーションの方向として、現行の人工点検しか認めない制限と点検回数の緩和を要望する。

補充説明 一、昇降機遠隔監視システム導入の理由:

- (1)台湾の少子高齢化少子化問題は、年々進んでいく事から、製品・サービスの無人化・省力化は必然的な傾向である。
- (2)「24時間止めない、止まらない」「昇降機の故障時自動通報」等、機械による監視は、サービスの向上は元より、保守員による点検で発生する、「スキル不足」「ヒューマンエラー」等の人的リスクの回避を含め、更なる利用者安全が保証できると思われる。
- (3)技術の進歩・成熟化につれて、地震後の昇降機遠隔状況確認・再起動、閉じ込め時のテレビ通話機能等、遠隔管理により提供できる便利機能は消費者に一層の安全、安心を提供出来ると考えられる。

二、近隣国家/地区使用概况:

(1)日本:1981年から昇降機の遠隔監視は法律に許可され、今までは35年経 過。訪問保全は概ね3ヶ月毎。 (2)中国:中央法規は遠隔点検を認めている。昇降機に遠隔管理設備を設置する前提で、一線・二線都市は人工による点検の頻度を自由に設定可能。

(3)韓国:法規は昇降機の遠隔点検を認めている。2010年以降、昇降機に遠隔管理設備を設置した場合、10年以内の昇降機に対し、人間による保守は2ヶ月に1回にできる。

(4)香港:昇降機の遠隔管理運用は既に政府により実験開始した。

(電機電子部会)

テーマ20 中小企業向け「智慧製造・智慧機械」実現加速のための補助金アイ デア

要望事項 IoTを活用したスマート製造で台湾が主導権を握るため、製造業の90%以上を 占める中小企業向けに、IoT化を実現して早期に「智慧製造・智慧機械」が実現 できる補助金を導入する。

> エッジコンピューティング等による現場での「データ分析」に注目して補助金 を設定し、低コストで導入できることを目的とする。

補充説明 世の中で急成長を遂げている、「センサー」「ネットワーク」「クラウド・エッジコンピューティング」「AI」などの先進技術を活用して、自動化が進む生産現場の「ビッグデータ収集・分析」を中小企業でも導入できる仕組みが必要。特に注目すべきは、クラウドや大容量サーバを必要としない「エッジコンピューティング」のリアルタイムデータ分析により、現場の課題は現場で解決することが重要と考える。

⇒添付資料:中小企業向け智慧機械実現のためのIoT導入補助金の考え方

(電機電子部会)

【5】医薬制度について

- テーマ21 DET (Drug Expenditure Target) およびPVA (Price Volume Agreements) / MEA (Managed Entry Agreements) の運用について (継続事項)
- **要望事項** ①DET薬価調整インパクトを予測可能にするため、Deletion rate等のデータにつき、定期的な開示を求めたい。
 - ②当年度における薬剤費の支出目標の算出について、前年実績値をベースライン にすることを求めたい。また、支出目標値の算出には医療費用総額予算の成長 率の使用を求めたい。
 - ③PVAと同様に、MEAのクローバックをDET超過金額から控除していただきたい。それに加えて、2013年から2016年までの累積PVAクローバック(約51億元)の控除を求めたい。
 - ④PVA/MEAクローバックは医療費用総額でなく、薬剤費に戻し入れていただきたい。
- 補充説明 ①DET薬価調整インパクトを予測可能にするため、Deletion rate、4つのカテゴリー (HIV, HCV, rare disease, hemophilia drugs) を除く前後の前年薬剤費実績値等のデータ (以下、参照) につき、定期的に開示を求めたい。現在、各製薬メーカーはNHICのレポートより一部の情報を得ているが、NHIAのデータと乖離が大きくDET薬価調整インパクトを正確に予測することが難しい。
 - ②当年度における薬剤費の支出目標の算出は前年の支出実績値ではなく、前年目標値をベースにしているため、実質マイナス成長となっている。前年実績値と比較すると、2014年は-0.8%、2015年は-2.2%となっている。また、支出目標計算時に使用する成長率においては、2013年から2016年までは支出目標計算時の成長率は医療費用総額予算の成長率を用いていたが、2017年の計算にはGeneral Servicesの成長率を用いている。後者は薬剤費支出の自然成長を反映していないため、医療費用総額予算成長率の使用を求めたい。
 - ③特になし
 - ④特になし

*2018年DETインパクトを予測するため、下記、**太字**のデータにつき、定期的かつ正確に開示を求めたい。

Cald	Calculation Method for Estimated approved benefits payments in 2018				
	Estimated claims ① (推算申報金額)	= Q1 to Q3 drug expenditure + Q3 drug expenditure x (1 + GR% of Q4 vs. Q3 in 2017)			
2018	Estimated approved benefits payment ② (推算核付金額)	= Estimated claims ① in current year x (1 - deletion rate of Q1 to Q2 in 2018) ±Difference between estimated approved benefits payment ② in 2017 and actual approved benefits payment ③ in 2017			
	Actual approved benefits payment ③ (實際核付金額)	= Estimated claims ① in current year x (1 - deletion rate in whole year) ± Difference between estimated approved benefits payment ② in 2017 and actual approved benefits payment ③ in 2017			

(医薬品医療機器部会)

テーマ22 持続可能な医療財源(薬剤費)の確保に向けた制度改革(継続事項)

要望事項 患者負担額の上限引き上げ、個人医療保険の拡充等、抜本的で持続可能な医療 財源の拡大策を検討いただきたい。

補充説明 今後の超高齢化および長期介護費、先進医療技術の導入等を考慮すると医療費は益々増大することが想定される。それに伴い、薬剤費も今後益々増大することが予想される。一方で健康保険署は台湾において年間193トンの医薬品が廃棄されていると報告しており、過剰に処方された医薬品の残薬が問題となっている。患者の自己負担額を引き上げることは、医療財源の歳入の拡大に繋がるだけではなく、必要のない処方の削減効果も期待することが出来る。

また、薬剤費予算に制限があるため、新薬の薬価申請から保険償還が開始されるまでに1年以上(平均:430日、抗がん剤:742日)の期間がかかっている。 患者の新薬へのアクセス改善を実現させる為にも抜本的で持続可能な医療財源の 拡大策を検討いただきたい。

(医薬品医療機器部会)

テーマ23 大きな薬価差を解消するための「医薬分業の推進」 (継続事項)

要望事項 医薬分業の目的は医薬品の適正使用の推進とともに薬価差益の縮小にある。分

業の推進により薬物療法の安全性・有効性の向上が図られていると考えられるが、 薬価差益問題を解消するには未だ至っていない。

日本において厚生労働省は医薬分業を推進し保険薬局の独立性を確保するために、保険薬局と保険医療機関との一体的な経営を禁止している。医薬分業により薬価差を縮小させるためには、この薬局と医療機関の経営者を分離し、医療機関から薬価差のインセンティブを切り離す事が肝要である。

この「一体的経営の禁止」と伴に分業率の具体的なマイルストーンの設定を求めたい。

補充説明 医薬分業は、外来医療において、処方を行う医師(医療機関)から薬価差のインセンティブを切り離す一つの根本的な方策であり、実際、日本では1993年に19.6%あった薬価差が2011年には8.4%まで縮小している。併せて国民医療費に対する薬剤比率も28.5%から21.9%へ低下している。(厚生労働省資料)

(医薬品医療機器部会)

テーマ24 薬価収載制度見直しによる新薬及び新適応症導入促進について(継 続事項)

要望事項 新薬の薬価算定においては、新薬の開発に費やしたコストが回収できないレベルの薬価が提示されるケースが多く、合意に至るまでの期間も延びてきている。2016年に発表された情報によると、平均値で427日、抗癌剤において平均値が722日と薬価算定申請から保険償還が始まるまでに、2-3年を要しているケースが出てきている。この状況は患者にとって大変不利益な状況である。

また、新適応症取得の際、現行の規定では申請審議中の薬価算定申請自体を待たなければいけないケースがあり、新規適応症の上市時期が遅延する恐れが大きい。

新薬及び新適応症の薬価算定期間を短縮し、患者の新薬及び新適応症へのアクセシビリティを改善するため、以下を提案する。

- ①NDA申請と平行した薬価算定審査の導入
- ②全民健康保險藥物給付項目及支付標準 第4条の見直し
- ③ "薬品給付規定修正後6ヶ月間、新たな申請は受理しない"という規定の削除

④薬価算定制度の適切な運用及び新薬及び新適応症に関する薬価収載期間の目標 値の設定

補充説明 ①NDA申請と平行した薬価算定審査の導入

患者の新薬及び新適応症へのアクセシビリティをより改善するため(薬事承 認から薬価収載までの期間を短縮する)、薬事承認取得後でなければ薬価収載 の申請ができない現状の制度を改訂し、薬事承認申請と平行して薬価算定の議 論を開始するスキームを構築することで、薬事承認から薬価算定までの期間短 縮につなげることを検討頂きたい。

②全民健康保險藥物給付項目及支付標準 第4条の見直し

新適応症に関しては、全民健康保險藥物給付項目及支付標準 第4条の現行の 規定によると、薬事承認取得ではなく許可証を取得後でなければ薬価収載申請 できないため申請時期が遅延する。申請時期遅延により薬価収載時期も遅延し、 患者の使用権益に影響をもたらすと考えられることから、全民健康保險藥物 給付項目及支付標準 第4条の規定を、「管轄官庁により新適応症の"核准函" (Approval Letter) を得たものは、先に保険者に収載を申請できる」に修正 頂きたい。

- ③ "薬品給付規定修正後6ヶ月間、新たな申請は受理しない"という規定の削除 現行の健康保険署作業原則により、保険償還の規定修正後半年以内は、製薬 メーカー或いは関連機関が再度提出した規定への修正提案は受理しないことと なっている(健保審字第1060062260號)。この規定により、新適応症が保険 償還規定修正から半年以内に承認された場合、その期間、申請が不可能となり 患者の使用権益に影響をもたらすことがある。保険償還の規定修正後、半年を 待たずとも薬価収載申請できるよう規定を改訂頂きたい。
- ④薬価算定制度の適切な運用及び新薬及び新適応症に関する薬価収載期間の目標 値の設定

患者の新薬及び新適応症へのアクセシビリティを改善するためにも、薬価 収載期間の短縮は急務である。新薬の開発に費やしたコストが回収できない レベルの薬価が提示されていることが、薬価収載期間が延長している原因の一 つと考える。"研究開発、イノベーションを奨励し、且つ患者の新薬使用への アクセシビリティを高めるため、既にカテゴリー1(革新的新薬)につき、10 大先進国の薬価の中位数で価格を算定し、且つ台湾での臨床試験の実施が一定

規模に達した、または国内で薬剤経済学の研究が行われた場合、加算を与えると規定している"と2015年、2016年、2017年の白書回答で述べられているが、医薬品医療機器部会(PMDC: Pharmaceuticals and Medical Devices Committee)が独自に調査したところ、カテゴリー1と認定された薬剤の内10大先進国の薬価中位数を取得できたのは、わずか1品目であり、本規定が適切に運用されているとは言い難い(以下、表1参照)。規定されている制度を適切に運用することは、NHIAと新薬メーカーの交渉期間短縮に繋がり、新薬メーカーにおける台湾市場の魅力向上にもつながる。

表1. カテゴリー1(革新的新薬)における10大先進国薬価の中位数取得状況

	PBRS*日付	製品名	10大先進国 薬価中位数
1	2016.12.15	Entresto	取得できず
2	2016.12.15	Ofev	取得できず
3	2016.6.16	Adcetris	取得できず
4	2016.6.16	Yervoy	取得できず
5	2015.9.3	Zelboraf	取得できず
6	2015.6.18	Xalkori	取得できず
7	2016.6.16	Jakavi	取得できず
8	2014.4.17	Signifor	取得できず
9	2013.10.17	Mozobil	取得

(参考: PMDC調べ(2014~16年PBRS議事録))

*PBRS: Pharmaceutical Benefit and Reimbursement Scheme

また、薬価申請から薬価収載までに必要な期間に関する目標値を定めて頂きたい。日本は薬価申請後60日もしくは90日以内で薬価収載する目標値を定め、適切に運用している。台湾においても目標値を定め、それを適切に運用していくことは、画期的な新薬を待ち望む患者のベネフィット向上に寄与し、また台湾における製薬メーカーのビジネス予見性を高めることにも繋がる。

このような改善を通じて、台湾の医薬品市場の魅力を向上させていかなければ、新薬メーカーが台湾市場から撤退するということに繋がりかねない。そうなれば、不利益を被るのは台湾の国民、患者である。新薬及び新適応症へのアクセシビリティを改善させ、台湾の医薬品市場をより魅力のあるものにする施策を検討頂きたい。

(医薬品医療機器部会)

【6】たばこ/酒/食品等の規制について

テーマ25 たばこ製品にかかる不法取引対策の継続及び強化について(継続事項)

要望事項 長期ケア枠組みの財源確保のために、2017年6月12日に1パックあたり20台湾ドルのたばこ増税が実施され、本増税は増税前の水準に対して170%もの増税(現行の1パックあたり11.8台湾ドルから31.8台湾ドルへ増税)となった。この急激な大幅増税の結果、違法取引が増加し、國庫署が発表したデータによれば、押収された違法たばこは2016年に990万パックであったものが、2017年は2.086万パックと111%増という驚異的な増加を見せている。

我々は、政府が税制および規制に関する政策立案プロセスにおいて違法取引の リスクを慎重に検討すること、政府が正規市場及び税収を守ることを目的とした 違法取引対策の継続および強化を要請したい。

特に、違法取引の減少に向け、違法取引の抑止効果の増大を企図した違法業者への罰則の強化、取締り担当者がより一層取締りを強化するインセンティブとなりうる報奨金の増加などを政府内で検討していただきたい。

補充説明 台湾やアジア諸国の状況を見ても、大幅なたばこ税の増税が違法取引の更なる 増加を招くことは明らかである。

例えば、ブルネイでは2010年に339%ものたばこ税の増税が実施され、2015年には違法品が同国たばこ市場においてほぼ100%を占める状況に至った。また、マレーシアでは2015年に35%のたばこ税の増税を実施した結果、違法品が大幅に増加し、2016年12月には全体消費のうち57.1%を占め、マレーシアにおいて過去最大レベルで違法品が流通する状況となった。

実際に、過去10年間の台湾における経験則から、特に台湾の経済と所得水準の低迷を考慮すれば、急激なたばこ税の増税は違法たばこの問題を悪化させることは明らかである。

(食料物資部会)

テーマ26 効果的且つバランスの良いたばこ規制政策について (継続事項)

要望事項 2017年6月12日に政府が実施した、急激かつ大幅なたばこ税の引き上げによる 違法取引の急増によって市場が依然として不安定な状態の中、政府は2017年12 月29日に、菸害防制法(たばこ煙害防止法)の改正草案をファーストリーディングに向けて議会に提出した。この菸害防制法(たばこ煙害防止法)には、様々な過度な厳しい規制措置が盛り込まれており、もし実施されれば、たばこの違法取引を更に拡大させるとともに、たばこの税収を悪化させることが懸念され、半年前に長期ケア枠組みの財源とするとした政府の政策目的に矛盾するものとなっている。

政府が60日間のパブリックコンサルテーション期間を設け、14,511件の意見が一般の人々から寄せられた。それにもかかわらず、政府は、これまでにこれらの提出された意見について、どのような理由でどのように採用/否決されたのか、また規制導入による影響評価(代替案とその費用対効果の分析を含む)を公表しておらず、台湾の規制に関する透明性を損なうものとなっている。

たばこ規制政策を効果的且つ適切で台湾の国際貿易上の義務に沿ったものとするため、議会審査中の過度な規制措置を包括的に再評価するよう政府に要請する。政府や国会議員によって提案されている「3ストライクルール」、「たばこ包装へ掲出する視覚的警告表示の85%への拡大」、「(メンソール等)フレーバーたばこ製品の禁止」は、政策目標を達成することなく、消費者をたばこ違法取引に追いやるのみであり、台湾の国際貿易上の義務違反のリスクをもたらし、他の産業に対する過度な規制措置の危険な前例となり、台湾の投資環境の不確実性や予測不能性を悪化させてしまう。

補充説明 1.3ストライクルール

・不確実かつ予測困難な投資環境の醸成

3ストライクルールが規制として導入された場合、禁止事項を3回違反すると、政府が輸入/製造の許可をはく奪することとなる。このようなルールは、地方当局による一貫性のない過度な解釈や取り締まりが実施されるという外資系企業が長年にわたり台湾において直面している深刻な問題を助長することとなる。これは、不均衡かつ過度な制限であることのみならず、バイアスのかかった取り締まりや外資系企業の正当な権利の侵害につながり、それにより台湾の投資環境の不確実性や予測不能性を悪化させる可能性がある。また、この影響は輸入や製造を行っている企業が事業を停止せざるを得なくなるだけでなく、サプライチェーン

全体にも波及し、雇用の喪失や違法たばこの市場への流入増加を招くこととなる。

2. プレーンパッケージ及び85%の視覚的警告表示

・知的財産権の侵害

プレーンパッケージと85%のPHWの義務化は、企業の重要な財産であるブランドや商標権を活用することができなくなるため、結果として企業の知的財産権を侵害することとなる。

違法取引の拡大

プレーンパッケージと85%のPHWの導入は、違法業者が違法たばこ製品の製造/流通/販売をすることが容易となり、違法品の需要を増大させ、正規にビジネスを展開している企業に悪影響を及ぼす。また、違法取引の増加により、台湾政府の税収が減少することが想定される。

3. フレーバー製品の禁止

・消費者への全体的な悪影響

メンソールを含むフレーバー使用の禁止は、消費者の嗜好に合った製品の購入および消費の権利を侵害する。

・市場における公正な競争環境の棄損

フレーバー製品の禁止は、イノベーションを通じたメーカーの製品の 差別性を低下させるといった、公正な市場における競争に深刻な影響を 与える。

・違法取引の拡大

規制によって禁止されたフレーバー製品に関する需要は、違法品の製造業者や違法品を取り扱う業者に満たされることとなり、合法的な製品を提供する企業に対して大きな損害を与えるとともに、台湾政府の税収を減少させることが懸念される。

(食料物資部会)

テーマ27 日本酒、焼酎、琉球泡盛などの酒類の関税率引き下げについて (継続事項)

要望事項 ウィスキー(関税率"零")、ビール(同"零")、ワイン(同"10%")などの酒と比べ、日本酒、焼酎、琉球泡盛の関税率は40%と特に高い。

よって、台湾にて合理的な価格で提供できるよう、日本酒、焼酎、琉球泡盛の 関税率の引き下げを要望する。これにより、関税収入減を上回る営業税、酒税及 び営利事業所税の収入増が期待できるものと考える。

6年前、一律に酒税が下げられたが、日本酒、焼酎、琉球泡盛については高率 関税のために高価格であることなどから、十分な市場浸透力を持ち得ず、売り上 げ増に繋がっていない。

また、インディカ米を原料とした琉球泡盛は、台湾の伝統的な米蒸留酒である「米酒」保護の観点等から、一律40%の高率関税が課されているが、滋養用料理酒として用いられる「米酒」と「琉球泡盛」は、市場において競合しない。

(利用法はウオッカ、ジンなど欧米のスピリッツ類と同様である)

- 補充説明 ■日本酒及び焼酎等の酒類の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、政府所有食糧の販売に影響する懸念は理解できるものの、現状の関税率は他のアルコールと比較しても突出して高いと言わざるを得ない。
 - ■台湾における琉球泡盛の価格は高率関税のために日本での市価の2倍から3倍となっており、そのため市場における浸透力が著しく抑えられている。「米酒」の酒税については一律引き下げとなったものの、メーカーの自社努力だけでは、同様の飲み方をする「ジン」「ウィスキー」のように価格競争力を持ち得る状況にない。
 - ■また、料理用の「米酒」と「琉球泡盛」は、市場において競合しない。また、原材料もインディカ米であり、「米酒」の原材料とは異なり、台湾の米産業への影響は小さいと考える。
 - ■健全な競争は、台湾の生産者の技術向上や原料のお米の品質向上をもたらすだけでなく、多様な飲用機会を創出し消費者の需要を喚起することで、酒類全体の需要拡大も期待できると考える。

■日台の経済・民間レベルでの交流にもつながる日本酒、焼酎、琉球泡盛の関税率の引き下げを早急に要望する。

【参考】周辺国の輸入関税

<中国>日本酒42.3%、焼酎10%

〈韓国〉日本酒15%、焼酎30%

<香港>共に0% ※EU、イギリス、フランス、ドイツも0%

(運輸観光サービス部会/食料物資部会)

テーマ28 輸入食品検査の事前審査制度の導入について

要望事項 台湾への食品輸入に当り、輸入食品検査の事前審査制度の導入を求める。

航空輸送で輸入する食品は、急ぎのものが大半であるが、サンプリング以外の理由により、輸入食品検査に1週間以上を費やすケースがある。

特に食品中文ラベルの内容について、事前に関係当局の審査・内容確認を受けることで、貨物到着後の食品検査時間短縮となる制度の導入を要望する。

補充説明 台湾輸入通関においては、輸入貨物の税番事前審査制度(進口貨物税則預先審核)があり、当制度を利用することで税番が事前に確定されることから、輸入貨物到着以降の税関審査を迅速に完了することが可能となっている。

また、日本への食品輸入においては、以下の届出手続きの簡素化・迅速化制度がある。

- ●事前届出制度
- ●輸入食品等事前確認制度等

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html

輸入食品検査においても、類似する事前審査制度を導入することで、検査開始 後の補足資料等提出による検査遅延を回避し、食品検査完了までの時間短縮が可 能となる。 事前審査制度の導入は、輸入者にタイムリーに食品を届けるだけでなく、食品 検査完了までに発生する保管料等の流通コスト削減につながることから、最終的 に台湾の消費者等にとってもメリットのある制度である。

(運輸観光サービス部会)

【7】建設工事関連について

テーマ29 台湾公共工事請負案件における、公平かつ迅速な争議解決方法の導入(継続事項)

要望事項 台湾政府機関が施主の公共事業請負案件において、履行上の争議が発生した場合、迅速且つ公平に解決される事が望まれる。政府購買法規定及び工程会通達で定められた業主の裁量権を柔軟且つ、公平に行使する事で争議の早期解決を促進されたい。並びに施主/業者間での合意形成にあたり、施主側の事前の行政処理手続を簡素化する事を要望したい。

補充説明 台湾政府機関が施主となる公共工事請負事案においては、履行中に契約上の権 利義務が不平等である事に起因する契約争議が多発する傾向にあり、日系企業の 参入障壁となっている。

政府購買法及び購買契約範本、及び工程会通達には、争議解決を促進し、健全な契約履行を目的とした公平な条項があるにも関わらず、行政機関は保守的な立場から、自らの裁量権行使による解決を選択しないケースが散見される。例えば、政府購買法71条、72条(添付参照)では工事請負案件の完成後の政府機関への引渡手続である『験収』につき、工事全体の『験収』以外に、①部分験収(全体の一部分を部分的に引渡)、②減額験収(機能未達部分を減額して引渡)という柔軟な処理方法に関し政府機関に裁量権が与えられている(政府機関は…「得(出来得る)」と規定)。しかし、実際には政府機関は自らの裁量権を行使せず工事の引渡が長期化する傾向にある。

また、争議解決にむけた合意形成の際に機関側に必要とされる内部の行政手続きに時間を要している。具体的には当該機関の関連部署全ての承認が無ければ何も合意が出来ないというのが実態となっている。

斯様な事態は、徐々に改善の兆しが見えてきているとは言え、不当に業者の財政的負担を強いるもので、工事継続や新規事業への参入を困難にする一因となり得る。機関側の関連法規に関わる裁量権の柔軟かつ公平な行使、及び行政手続を簡素化する事で、迅速に争議処理の完全終結が成されるよう善処を望む。

(商社部会)

テーマ30 バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の設置促進に関する法整備 について(継続事項)

要望事項 建築物に付随する駐車場のうち、法的に設置が義務付けられているバリアフリー用駐車スペースについて、その駐車スペースを機械式駐車設備でまかなえるよう法整備を行っていただきたい。

また、高齢者やハンディキャップを持つ人々が安全に利用できるよう、日本のようにバリアフリー対応機械式駐車設備の規格や仕様を明確に定め、バリアフリー認定制度を制定していただきたい。

ちなみに、これまで平面駐車スペースに限られていたバリアフリー駐車スペースが機械式駐車設備でまかなえれば、限られた土地の有効活用につながると考えられる。

補充説明 日本でも本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者やハンディキャップ等を有する人々の自立と積極的な社会参加を促すため、不特定多数の人々が利用する建築物 (特定建築物)において、高齢者やハンディキャップ等を有する人々が円滑に利用できるような整備を促進し、良質な建築物のストックの形成を図ることを目的にしたハートビル法が制定され、2001年3月には交通バリアフリー法が制定された。それに伴い機械式駐車設備のバリアフリー認定制度が2003年5月に制定され、法的に認められている。

(建設部会)

<u>テーマ31</u> 建物使用許可検査前に本設のエレベーターを工事用に仮使用できる ための仕組みについて (継続事項)

要望事項 建築工事において、建物使用許可検査前に本設のエレベーターを工事用に仮使 用するため、検査をエレベーターのみ完成した時点で実施するようにしてほしい。 補充説明 内政部が民国79年2月26日に制定した「建築物昇降設備設置及檢查管理辦法」の第3条によると、「建築物の昇降設備は竣工検査に合格し、使用許可取得前に使用してはならない」とあるが、それでは中高層ビルの建設工事においては、竣工数か月前の仮設昇降設備の撤去後に使用許可取得に必要な内装用資材を揚重できない。

一昨年まではエレベーター協会の検査済み証をもって建物の使用許可取得前に仮使用していたが、昨年から厳密に法律を適用し、エレベーター協会の検査済証も主管建築機関が建物の使用許可証の授与まで預かることになったようなので、建設工事の実情が理解されていない。

多くの建築現場で、建物竣工前にエレベーター協会の検査済証をもって使用開始した本設エレベーターが、内装用資器材の揚重で傷み故障し、建物完成後に問題が多発したために上記法律の適用を厳格にしたと聞いているが、日本では建築主事の確認検査の前に労基署によって本設エレベーターの仮使用検査を受けることができ、竣工時に再度本検査を受けることによって竣工後の問題発生が防がれている。

また、シンガポールでは仮使用が認められるものの、引渡し前にEVメーカーによる有償のオーバーホールがないとメーカーからの保証が出ないという合理的な仕組みになっている。

(建設部会)

テーマ32 建築確認申請許可取得後に発生する第三者の構造設計者による指摘 事項についての合理性の確保(継続事項)

要望事項 建築確認申請の許可を取得した建設案件について、該当の許可を下した自治体 (県政府など)が、民間委託した第三者の構造技師 (構造設計者)に対し、その 許可案件の再調査及び指摘事項を求める事例があった。再調査対象の案件は抽選によって選ばれたとされるが基準が不明確であり、またその第三者の構造技師からは構造設計上の追加対策を求められた。その後その指導に基づく設計変更を行わなければならなかったため、着工前にもかかわらず建築変更申請を余儀なくされ、この結果、工期の延伸、建設コストの増加が発生した。これは本来建築確認申請プロセスのなかで指摘があるべきもので、手戻りのない建築確認申請プロセスの合理的な運用を要望する。

- 補充説明 (1)建築確認申請の許可を取得した工場新築案件について、該当の許可を下した直後にその自治体(県政府)が、民間委託した第三者の構造技師(構造設計者)に対し許可案件の再調査及び新たな指摘事項を求める事例があった。その結果その第三者の構造技師からは過剰とも思われる巨大地震時の重度液状化に対する建物の不動沈下対策を求められた。
 - (2)その後設計変更を行わなければならなかったため着工前にもかかわらず建築変更確認申請を余儀なくされ、この結果、工期が延伸し建設コストが増加した。これは直接投資を行う企業者にとって予期せぬ損失、ならびに機会損失であり、請負業者にとってもリスクである。
 - (3)またこの指摘事項は本来建築確認申請プロセスで処理されるべきものであると考える。なお建築確認申請自体は建設プロジェクトの法規上の整合性を確保するため、日本を含め世界各国に一般的に存在するが、一旦許可を下した後に、その許可を下した当局が直後にランダムに案件を選択し、その当局が民間委託し再調査、その後改めて建築変更申請を要求するケースは極めて少ないと思われる。

【参考】中華民国建築法ならびに関連法規

http://db.lawbank.com.tw/FLAW/FLAWDAT06.aspx?lsid=FL003824&type=S

(建設部会)

【8】金融財務について

テーマ33 電子取引システムにおけるセキュリティ基準の緩和について

要望事項 インターネットバンキングシステム等の電子取引に係るセキュリティガイドラインである「金融機構辦理電子銀行業務安全控管作業基準」におけるセキュリティ基準の緩和。

補充説明 現在、台湾国内において電子商取引システムを提供する場合、「中華民國銀行商業同業公會全國聯合會」が発行するガイドラインである「金融機構辦理電子銀行業務安全控管作業基準」に準拠する必要がある。本ガイドラインは、インターネットバンキングに代表されるウェブブラウザを経由した電子商取引を対象とし

ており、安全な取引を執行するために厳しいセキュリティシステムの具備がサービス提供者に求められている。2要素認証(2 Factor Authentication)、台湾認証局の電子証明書内蔵型USBトークンをはじめとしたセキュリティ要件を実装するために、サービス提供に要する時間の長期化やシステム開発コストの負担増加に繋がることがある。本セキュリティ基準を全ての電子商取引システムに適用するのではなく、インターネットを介さず企業と銀行を暗号化ネットワーク経由で直接接続するような形態等、セキュリティが十分に確認出来る場合は、本ガイドラインの適用条件を緩和することも検討出来るものと考える。アジア各国におけるFintechサービス拡充が進むなか、他国に劣らない金融サービス整備のためにも、システムに応じてセキュリティ基準を緩和し柔軟な体制を構築することが重要と思われる。

⇒添付資料:金融機構辦理電子銀行業務安全控管作業基準の関連規定

(金融財務部会)

【9】知的財産権利について

テーマ34 台湾専利法における間接侵害制度の導入要望 (継続事項)

要望事項 部品製造業者が行っている侵害に対応するため、「予備的行為」や「幇助的行 為」を規制する間接侵害を規定することを要望する。

具体的には、以下の要件の導入を希望する。

- 1.「専用品」に関する規定を設け、「知りながら」という主観的要件を導入しない。
- 2.「非専用品」に関する規定を設ける。
 - ①「知りながら」という主観的要件の導入
 - ② 行為態様として、生産、販売に加えて、販売のための申し出、輸入の追記
 - ③「その発明による課題の解決に不可欠なもの」という客観的要件の導入
 - ④「国内で広く一般に流通されている物に属さない」という但書の導入
 - ⑤ 中間説の採用

補充説明 ・間接侵害制度がないことにより、部品全てを台湾内で製造しているにもかかわらず、全てを輸出し、他国で組み立てるケースが発生しており、重大な問題となっている。

- ・2007年11月、台湾の陳経済部長へ提出した「智慧財産権建議書」において、 間接侵害制度の導入を要望し、それ以後白書において継続して要望している。
- ・日本台湾交流協会ー台湾日本関係協会が定期的に開催している「日台貿易経済 会議」において、日本側より間接侵害制度の導入を2014年度も含め、毎年要 望している。

(知的財産委員会)

テーマ35 出演料、ロイヤリティ等の契約における権利金の取得につき台湾に おける税率の低減、及び出演料等に関する税率への軽減措置の適用 を要望する(継続事項)

- 要望事項・出演料等に対し、台湾非居住者は20%課税されることから、その課税分を台湾 で業務活動している台湾の日系企業に実質的に負担するよう要請されることが 多く、その負担が取引締結の障害となっている現状がある。
 - ・コンテンツ企業においては、物品がからまない取引が他の産業よりも多く、上 記税率に係る問題を多く抱えていることから、台湾で雇用を生み出しているコ ンテンツ日本企業の業務活動を促進するという意味においても、この点の是正 は重要であると考える。
 - ・2014年に改正された、「外国営利事業収取製造業技術服務業与発電業之権利 金及技術服務報酬免税案件審査原則」においては、例えば実演家の出演料を含 む労務費等が対象となっていないため、上記の問題は解消されていない。
 - ・2016年に発効となった日台和税取決めにおいても、出演料については軽減税 率の対象から除外されている(第17条)。

補充説明 ・2014年~2017年の白書において、当事項の要望を行っている。

・2013年以前の白書においても、「配当金等の軽減税率適用について」の項目 で、関連している軽減税率に関し、毎年要望を行っている。

(知的財産委員会)

【10】労務問題について

テーマ36 地方自治体事務所開設推進及び派遣職員居留ビザ発給の要望 (継続 事項)

要望事項 ①現在事実上困難となっている日本の地方自治体による事務所開設の規制緩和。

②自治体(或いはその外郭団体)が派遣する同事務所の代表者を含む日本人職員が、就労許可、居留証を取得可能とする措置を講じること。

補充説明 日台の交流人口は不均衡な状態が続き、貴政府も日本当局に対し、不均衡解消 に係る日本側の協力を求めているところである。

一方、日台の地域間交流において、人の往来を促進するためのチャンネルの一つとして、日本の地方自治体の活用は重要な役割を果たすと考える。すでに、日本の多くの地方自治体が、相互の交流促進を目的とし、台湾に事務所を置くことを検討しているが、貴政府の様々な規制によって進んでいない。

蔡英文総統は、日台の更なる交流が次の段階に入ることを認識されておられるが、実際には、貴政府による様々な規制によって、交流の促進が阻まれていることは、相互にとって利益をもたらさない。日台の交流人口の不均衡を解消する一つの手立てとして、日台の地域間交流を進めるべきであろうし、そのために、地方自治体が、台湾において事務所を設置することの規制の緩和を求めるものであり、貴政府として、日台間の不均衡解消に向けた実質的な施策として実行可能なものと信じている。

次に、自治体の台湾における拠点設置についてであるが、現在、日本の地方自 治体あるいはその外郭団体(社団法人格、財団法人格)が、台湾に事務所を開設 しようとする場合には、法人登記の代表者が居留証を所持している外国人或いは 中華民国国民であることが要件になっている。

一方、台湾政府(内政部、行政院労工委員会)は、日本の財団法人、社団法人の邦人スタッフが、台湾に設立した事務所で働くことを理由に居留証を取ることはできない(就労ビザの発給はできない)との見解である。

即ち、特別な状況を除き、日本の地方自治体(或いはその外郭団体)が台湾に 直営の事務所を開設することができない状況にある。

結果として、何らかの条件があってこれまで開設が許可された地方自治体の事務所でも、そこに派遣される日本人職員は、同事務所での勤務を根拠とした台湾での就労許可を取得することができない。日台の架け橋となるはずの自治体(或いはその外郭団体)派遣の日本人職員とその家族は、1年間有効の商務ビザを取得する以外に方法はなく、90日に1回出国しなければならないという、不当ともいえる扱いを受けている。

地方自治体から派遣される職員への居留証発給が実現すると、これまで台湾における事務所開設をためらっていた地方自治体が、開設に踏み切るきっかけになり、観光の振興、企業との経済交流等が促進され、日台双方にとって必ずや大きなプラスになるものである。

なお、このことについては、政府内では、所管が複数にまたがり、積極的な回答をいただけていない。政府内では、日台往来の不均衡に対処する自らの一つの施策として、政府内(外交部、内政部、行政院労工委員会、観光局、教育部等)でそれぞれが別々の見解を示すだけでなく、政府の重要な施策の一環として検討いただきたい。

(事務局)

テーマ37 就労ビザ申請資格条件の緩和

要望事項 現行規定では、台湾での就労ビザ取得には台湾国外大学卒の場合2年、高校、 専門学校卒の場合は5年の就労経験が求められる。この職歴年数規制の撤廃、ま たは一部緩和を求めたい。

補充説明 台湾での就労においては上記の職歴年数が求められるが、一方で日本での就労 にはこのような職歴年数は求められない。

ホテル業界においては、日本における中国語需要の高まりから、台湾人スタッフ、新卒学生の採用に力を入れるホテルが多くなっている。台湾の大学に直接出向き学生の採用をはじめたホテルもある。優秀で、将来有望な人材が台湾でキャリアをスタートせず海外へ出て行く状況はいたしかたないが、日本で中国語や英語を学び、海外でキャリアをスタートしたい(将来は台湾での経験を生かし日本で活躍したい)という志をもった学生、ホテル学校で学び、既に専門的知識を持ち合わせた学生にとっては既存の職歴年数がひとつの壁となっている現状がある。

台湾におけるホスピタリティー業界人材の国際化を将来的に図るためにも検討い ただきたい。

(運輸観光サービス部会)

テーマ38 技能系人材の教育、養成システムの整備

要望事項 台湾は大卒者の割合が多く、多くの製造業は製造現場で働く技能系人材の不足が足元より今後更に深刻化して行くことを危惧している。そのような技能系人材を国策として教育・養成するシステムの整備をお願いしたい。同時に技能系人材の社会的ステイタス向上への取組(社会的風潮の醸成など)もお願いしたい。

(追記)

伝統的な二次産業(機械工業など)分野で昔の専門学校が輩出してきたような 基礎理論と実務操作の能力を兼ね備えた人材が不足している。

過去には、多くの専門学校があり、各学校とも基礎工業に関わる学科を備え、機械・電気・電子など各産業分野のニーズに適う人材を輩出してきた。専門学校のレベルは高校と大学の中間に位置し、専門学校で学んだ人材は基礎理論と実務操作の能力を兼ね備え、台湾の二次産業(工業)の発展に貢献してきたと思う。専門学校の卒業生は会社でその能力を発揮しつつ、会社での訓練、経験を重ね中級以上の幹部になることを期待されていた。

それに対し、現在の教育体制では工業分野の教育を行うのは大学が主体であり、 大学生は殆ど事務系仕事を希望するため、伝統的な二次産業の労働系仕事が敬遠 され、技能系人材が不足するという問題が生じている。台湾政府におかれては斯 かる伝統的な二次産業がイノベーティブな成長産業の競争力を支えていくとの事 実を認識され、技能系人材を国策として教育・養成するシステムの整備をお願い するもの。

補充説明 ・事例:ドイツにおける技能系人材教育、養成システム

(金属部会)

テーマ39 「舊制勞工退休金」申請審査制度変更について

要望事項 現行「舊制勞工退休金」の支給は「台湾銀行労退準備金」の専門口座から支払

われるが、一人あたりの退職金申請金額NT\$250万以上を超える場合、所属の労工局の審査を通してから支払われる。審査時間はおおよそ一ヵ月掛かり、退職者の権利にも影響を及ぼす。

補充説明

台湾国内平均賃金水準が高まり、「勞工舊制退休金」の申請条件(同一会社での勤務年数25年;年齢が55才で勤続年数15年)を満たしてから、会社を通じて台灣銀行に「舊制」勤続年数に応じた退職金を申請することができる。上記の申請条件を満たす時の月給(残業代込)で退職金を計算すると、殆どの場合NT\$250万を超え、現行の規定によると、労工局の審査を経た後に台湾銀行から支給される。申請のプロセスが非常に煩雑で、時間が掛かり、退職者の申請時効権利に影響を及ぼす。

- ※某社の2016年退職金申請の事例を見ると、90%の申請を労工局経由で提出しなければならなかった。
- (提案1) 労工局の審査が必要の最低限金額を現行のNT\$250万からNT\$400万 への引き上げを提案する。
- (提案2) 企業内で「勞工退休金監督委員會」を設置し、退職金の申請を審査する役割を果たすことを法律で決められているので、現行の退職金がNT\$250万元を超える場合でも、労工局の審査を省略する事を提案する。

(電機電子部会)

【添付資料】南ア APDP 概要

<南ア自動車政策>

南ア政策の特徴:「国産化規制(必須国産化率・工程を規定)」ではなく、「国産化奨励(国産化に よるインセンティブ供与)」

よる1ノビノナイノ供与)」									
		APDP(新制度 ´13~)							
		(Automotive Production and Development Program)							
①ねらい		・自動車産業、及び付随する部品産業の拡大 (2020年までに年間生産台数1.2百万台) ・WTOルールの遵守							
②輸入関税		CBU - 2012年より、25%固定 CKD - 2012年より、20%固定 部品 28% 27% 26% 25% 24% 23% 22% 21% 20% □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
③各種免税措置 3	1) 輸出/ 生産イン センティブ	<u>生産インセンティブ (PI: Production Incentive):</u> 2013/1月~							
		生産付加価値 = 100 - 40 - 10 = 50 Incentive額 = 50 × 52% (評価率) = 26 Incentive額 = 50 × 52% (Incentive額 = 50 × 52% (Incentive 額 = 50 × 52% (Incentive a =							
		・生産付加価値 生産付加価値 生産付加価値 生産付加価値 *スチール/ステンレススチール/PGM/アルミニウム/レザー/ブラス/ガラスの7原材料のみ25%を付加価値対象に算入可 生産付加価値 開税削減額= 5.2 出産附加価値* 輸入部品&指定原材料 50 開税率(20%)							
		・インセンティブ額 = <u>生産付加価値</u> X 評価率 関税削減額 = インセンティブ額 X 輸入関税率 輸入部品&指定原材料 50 輸入部品&指定原材料 44.8							
		´13 ´14 ´15 ´16 ¹ 7 ´18 ¹ 9 ² 0							
	2) 部品無 税輸入枠	VAA: Volume Assembly Allowance: 2013/1月~ · 国内/輸出の仕向けに関わらず、CBU/CKD輸入に対し、無税輸入額度 = 100 × 18% = 18 関税削減額 = 18 × 20% (関税率) = 3.6 以上の工場に限定 →輸出車両は「再輸出免税」適用により無税のため、輸出車両が多いほどVAAメリット大。 ・ CBU輸入関税と相殺する場合、20%の減額・無税輸入額 = 卸売価格 × 20% (′ 13年前提)・関税削減額 = 無税輸入額 X 輸入関税率 「13 ′ 14 ′ 15 ′ 16 ′ 17 ′ 18 ′ 19 ′ 20							
	3) 投資 インセン ティブ	AIS:Automotive Investment System:2009年央~ ・下記5項目のうち、2項目で実質的に改善のある場合、 2009年央より、投資額の20%分を3年間でキャッシュバック 1)生産台数増、2)現地付加価値増、3)新技術導入、 4)競争力向上、5)新雇用産出 (モデルチェンジ等の競争力強化に充てられれば、 台数減等マイナス要素有でも与えられる見込み) ・会社特別支援枠							
		ートレーニング、技術、移転、研究開発、現地化等への投資は更に最高10%分を付与 ー通産省との直接交渉にて決定							

【添付資料】フィリピン生産インセンティブ

フィリピン生産インセンティブ

(1) 市場台数: 288,609台(′15年)(2) 現地生産: 112,493台(′15年)

櫻

(3) 関税率: • ASEAN (AFTA): 0%

·他国(WTO会員国):30%

• CKD : 30%

(4) 自動車普及率 (千人当たり): 32台

(1) 政策名: CARS

Comprehensive Automotive Resurgence Strategy

(2) 恩 典:・フィリピン政府がフィリピンで新規に生産される四輪自動車 3つモデルを対象に、2016年から6年間で

⇒3モデル総額270億(約177億元)のインセンティブを付与。 車体組立、大型プラスチック部品組立や部品製造、

車両・部品の検査施設への投資

・2016年から、1モデル当たり最大90億ペソ(約60億元)

(3)要件:・6年間で1車種20万台の生産を行う (1車種1年間当たり3万3千台以上)

・部品製造の為の新規投資または共有検査施設を設置する

・重量ベースで50%以上を国産化する

(4) 実 施: •2016年~2021年

その他

政策概要

・トヨタ・モーター・フィリピン(TMP)に対して2016年7月1日、 正式に「包括的自動車産業振興戦略(CARS)」プログラムに基づく補助金交付 が承認された。

TMPの小型セダン「ヴィオス」の新モデルでCARSの恩典を利用する。

【添付資料】台湾車両工会検討案

台湾現在のEV車及びHEV車の貨物税恩典

	[乗用] 12.5%	[客貨] 7.5%	
HEV	(関税込み価格で100万元以下;排気量3.0以下;F/E 19km/L 以上、		
	CO2排出量120g/km以下)		
	[乗用]	[客貨]	
EV	0% (~140万元)	0% (~140万元)	
EV	12.5% (140万元超過分)	12.5% (140万元超過分)	
	(時間限定 2011.1.28~2021.12.31)		

提案:(台湾車両工会検討案)

- ① PHEV、EREVもEV車と同じ条件で貨物税減免/免除する。
- ② 電動車、HEV車の貨物税減免/免除の政策は2022年以降も維持すべき。
- ③ PHEV、EREV車の購入に定額補助TWD 15万元/台、EV車の購入に定額補助TWD 20万元/台。
- ④ エネルギー消費量が2022年CAFE規制標準の一定比率を上回ったエコカーの購入に格付けで補助する。

		[乗用]	[客貨]
	EV PHEV	0% (~140万元)	0% (~140万元)
	FREV	12.5% (140万元超過分)	12.5% (140万元超過分)
貨物税		(時間限定 2022.01.01~継続維持)	
		[乗用] 12.5%	[客貨] 7.5%
	HEV	(関税込み価格100万元以下;排気量3.0以下;F/E 19km/L 以上、	
		CO2排出量120g/km以下)	
	PHEV	定額補助15万元/台	
	EREV		
	EV	定額補助20万元/台	
		エネルギー消費量が2022年CAFE基準標準+10%に達した者、	
補助金	環保車	定額補助 5万元/台	
		エネルギー消費量が2022年CAFE基準標準+20%に達した者、	
		定額補助 7.5万元/台	
		エネルギー消費量が2022年CAFE基準標準+50%に達した者、	
		定額補助 10万元/台	

【添付資料】中小企業向け智慧機械実現のためのIoT導入補助金の考え方

・台湾産業界の多数を占める中小企業向けに、IoT化を促進して低コストで智慧機械を実現するための補助金を設定する。 ・対象は、自動化、データ分析による生産性向上、品質向上を実現できるシステムや機器の導入を対象とする。

中小企業向け智慧機械実現のためのIoT導入補助金の考え方

56

* 上位IT系やクラウド、大規模サーバー活用は対象外とし、中小企業でも導入できる低コストなIoT設備を対象とする * 対象エリアは下記のエッジコンピューティング、及び生産現場とする

◇エッジコンピューティングのデータ分析 促補

1.対象:生産現場のデータ分析を低コストで実現するハードウェアとソフトウェアの

2.事例:[ハードウェア] エッジコンピュータや周辺機器

生産現場にフィードバックすることで、生産性向上(ムグを省き、ボトルネッ 3.効果:生産現場のデータを収集し見える化することで分析が可能。分析結果を エッジプラットフォーム、アプリケーションソフト [771-7]

クエ程を改善することで稼働率向上)と、品質向上 (トレサビリティ管理 や検査データのモニタリング)を図り、智慧機械を実現する

◇自動化、IoT化を実現するシステムや機器の導入

1.対象:自動化やIoT化に必要なシステム機器やソフトウェアの導入

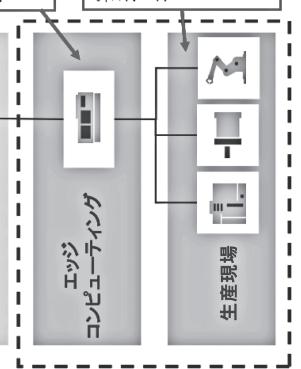
2.事例:ロボット、センサー、ネットワーク通信機器、自動化制御システムや機器、 及びソフトウェア類

3.効果:エッジコンピュータで分析するためには、生産現場のデジタルデータ化とIoT 活用でエッジコンピュータにデータを上げる設備が不可欠。

システムや機器、ロボットの導入が加速する。(例:振動・電流・温度など 古い設備や異なるメーカの装置や設備に、低コストで追加設置できる センサー設置により、寿命診断や予防保全が可能となる)

結果的に、従来頼っていた職人やベテランが保有するスキルやノウハウが データ化できるため、中小企業の高齢化ノ人材不足を解決し、将来に

向けても智慧機械を実現できる。



【添付資料】金融機構辦理電子銀行業務安全控管作業基準の関連規定

一、法人顧客と個人顧客を問わず、低リスク取引金額制限が同一。

網際網路之低風險性交易,以每一帳戶每筆不超過等值新臺幣五萬元、每天累積不超過等值新臺幣十萬元、每月累積不超過等值新臺幣二十萬元為限。

二、高リスク取引は、取引実行時に銀行公会により認可された電子認証局 (Certification Authority) が発行する電子署名書による電子署名が必要とされる。

電子認証局は、電子署名書の登録・発行を行う第三者機関。

第七條 交易面之介面安全設計

係指客戶發送訊息時,其介面及訊息之通訊傳輸應達到之安全防護措施之設計方法,亦即金融機構 於系統開發設計時,應加以考量或應具備之基本原則及項目。應用於高風險交易之安全設計可應用 於低風險交易;應用於低風險交易之安全設計可應用於身分確認(如簽入作業)。

各項介面安全設計, 區分如下:

一、使用憑證簽章得應用於高風險交易,其安全設計應簽署適當內容並確認該憑證之合法性、正確性、有效性、保證等級及用途限制。

第九條 交易面之安全設計

- 一、採用第七條第一款憑證簽章之安全設計
 - (一)應採用經本會認可之憑證機構及其所簽發之憑證,並遵循憑證機構之憑證作業基準檢核其 憑證措施,以加強安控機制,維護網路交易安全。
 - (二)使用憑證應用於「電子轉帳及交易指示類」時,應確認憑證之合法性、正確性、有效性、 保證等級及用途限制。
 - (三)接受他行憑證訊息時,應使用經本會認可之憑證機構簽發之憑證並遵循「金融XML憑證 共用性技術規範」且於高風險交易時必須使用硬體裝置儲存金鑰。接受他行憑證載具時, 應使用經本會審核通過之中介軟體所支援之憑證載具。
 - (四)憑證線上更新時,須以原使用中有效私密金鑰對「憑證更新訊息」做成簽章傳送至註冊中心提出申請。
 - (五)應用於簽入作業時,應簽署足以識別該個人之資料(如:統一編號);於帳務交易時,應簽署完整付款指示。
 - (六)應用於高風險交易或依據「銀行受理客戶以網路方式開立數位存款帳戶作業範本」開立第一類帳戶並採用高風險之介面安全設計進行身分驗證者,憑證私鑰應儲存於經第三方認證之硬體裝置。該裝置之晶片應符合我國國家標準CNS 15408 EAL 4+(含增項AVA_VLA.4及ADV_IMP.2)或共通準則(Common Criteria) ISO/IEC 15408 v2.3 EAL 4+(含增項AVA_VLA.4及ADV_IMP.2)或ITSEC level E4或FIPS 140-2 Level 3以上或其他相同安全強度之認證,以防止該私鑰被匯出或複製。若晶片與產生交易指示為同一設備,則應於客

- 戶端經由人工確認(如插拔卡、特殊按鍵等)交易內容後才完成交易;或於交易過程增加額外具「兩項以上技術」之介面設計認證機制。
- (七) 擔任憑證註冊中心受理客戶憑證註冊或資料異動時,其臨櫃作業應增加額外具「兩項以上 技術」之安全設計或經由另一位人員審核。
- 三、<u>電子署名書実装の条件に合わない場合でも、ウェブブラウザ等のユーザインタフェース</u> の存在を前提とした措置が必要。
 - 十、應用於法人客戶之高風險交易且未依據無法否認傳送訊息與無法否認接收訊息之訊息傳輸安全 設計使用數位簽章者,應遵循下列必要措施:
 - (一)應針對金融機構本身及客戶進行風險評估,訂定交易額度與管控機制,並提報董(理)事 會或經其授權之經理部門核定,但外國銀行在臺分行,得由總行授權之人員為之。
 - (二)應提供客戶交易再確認機制,並確保在安全實體環境下交付給客戶(如雙通道啟用),客戶端應於每筆交易須經由至少兩人以上進行交易內容再確認,包含一位交易建檔人員及一位以上授權人員。
 - (三)交易再確認機制應採用第七條第二款至第四款任一介面之安全設計,並使用硬體設備保護敏感資料。硬體設備為防止敏感資料外洩得採用資料輸出管控機制、遮蔽作用之塗層保護機制、破壞偵測與歸零清除保護機制、開機自我測試機制、防止電磁干擾保護機制或其他足以保護設備內敏感資料之安全設計。若硬體設備具對外連結介面者(如USB、藍芽、ISO 7816)需限定單一操作程序並符合我國國家標準CNS 15408 EAL 4+(含增項AVA_VLA.4及ADV_IMP.2)、共通準則(Common Criteria)ISO/IEC 15408 v2.3 EAL 4+(含增項AVA_VLA.4及ADV_IMP.2)、ITSEC level E4、FIPS 140-2 Level 3以上或其他相同安全強度之認證。
 - (四) 應提供完整交易之身分確認、交易再確認、交易異動、訊息通知等軌跡紀錄。
 - (五)應提供額度授權機制,經由客戶妥善評估後授權其指定交易人員,藉以協助管理之帳戶與 交易額度。
 - (六)應建置防偽冒與洗錢防制偵測系統之風險分析模組與指標,於異常交易行為發生時立即告 警並妥善處理;該風險分析模組與指標應定期檢討修訂。
 - (七) 傳輸敏感資料時,應提供端點對端點加密機制(如end-to-end encryption, E2EE),於客戶端輸入資料時立即加密,傳送至金融機構端符合FIPS 140-2 Level 3以上之硬體安全模組(如HSM)內進行解密,以避免中間人(Man In The Browser、Man In The Middle) 竊取;傳輸固定密碼者須於硬體安全模組內進行驗證。
 - (八) 應建立通知機制,於進行交易再確認或敏感資料異動時立即通知客戶。
 - (九) 應偵測釣魚網站,提醒客戶防範網路釣魚。
 - (十)應提供客戶安全教育宣導,強化風險認知與交易確認要求。